

15. 3. 15

石炭礦業報

第十五卷 第二號

昭和十五年十二月二日發行

筑豊礦山學校

昭和十五年四月七日第三種郵便輸送可（毎月二回二十日定）

昭和十五年二月一七日印刷終了

昭和十五年二月二十日發行

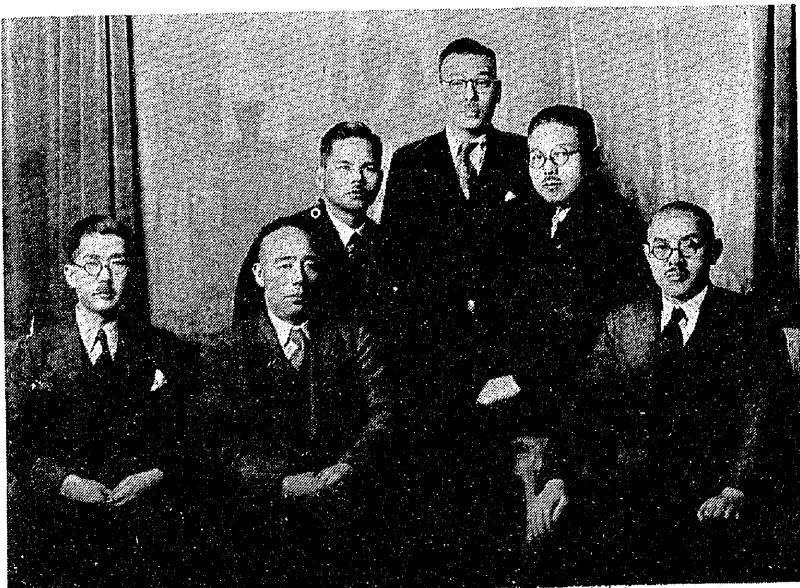
目次

社團法人日本石炭貿易會

(卷頭言) (石炭共販會社設立に絶対反対)	衆議院議員 鳴濱四郎 (二)
石炭増産戰時對策	燃料局長官 東榮二 (六)
我國現下の石炭對策	昭和石炭社長 古田慶三 (一〇)
石炭增産は炭價適正化が急務	昭和石炭専務 武内禮藏 (二)
適正な炭價引上げと積極増産が第一義	互助會石炭專務 武内禮藏 (二)
互助會石炭專務 武内禮藏 (二)	
参考資料	
鑛業法改正に就て	商工省事務官 棚島末男 (九)
當分は日發の一本槍	(元)
貨車をよこせ	(元)
外炭は非常手段	(元)
石炭配給統制の缺陷	(元)
石炭價格政策の破綻	(元)
石炭船運賃	(元)
一億圓を計上石炭増産奨励金其他	(元)
礦業法改正法律他	(元)
本會記事	(元)
重役會並理事會其他	(元)
石炭礦業権設定法	(元)
礦業會記事	(元)
炭界誌	(元)

二月號

石炭礦業報

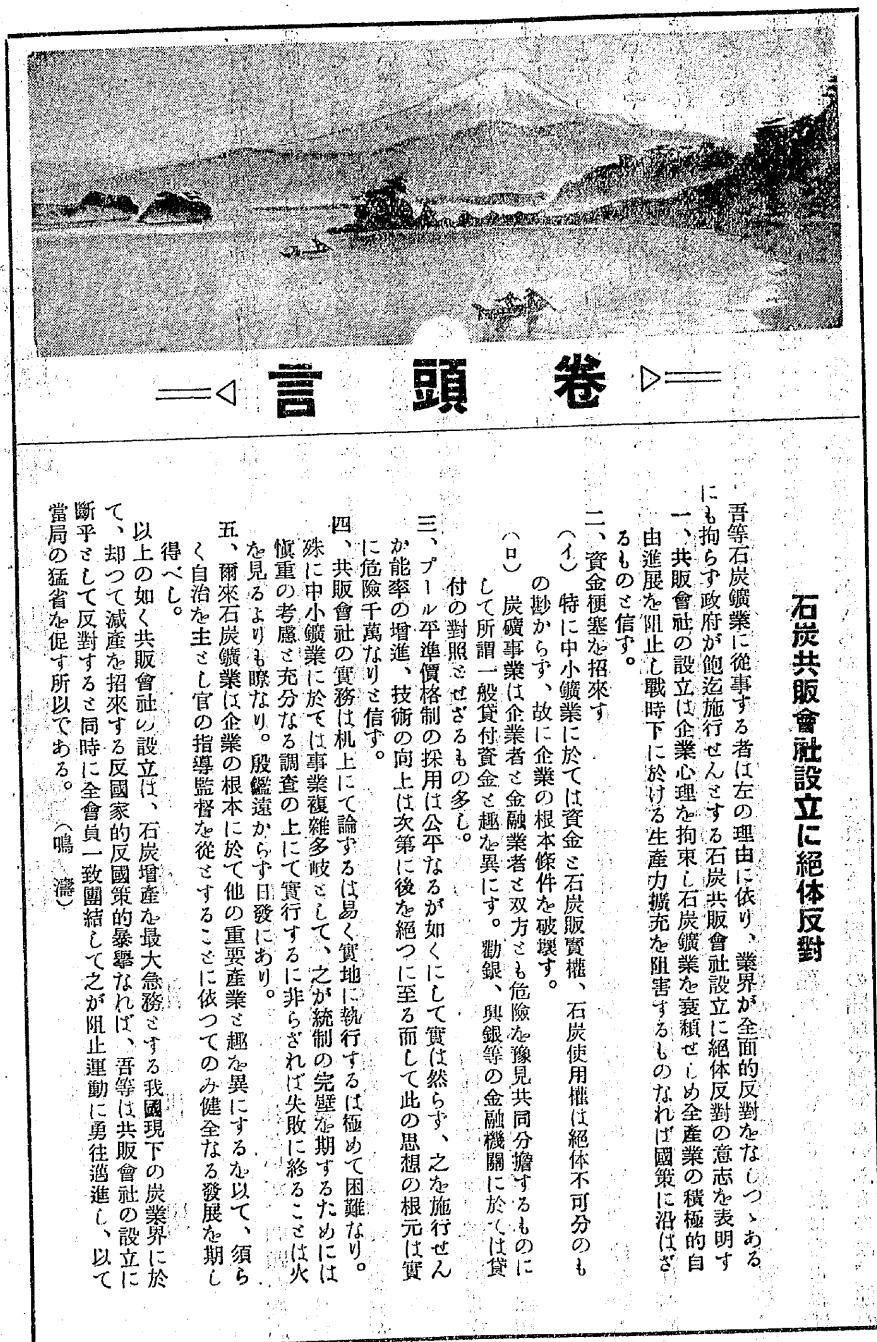


區鑲灘整理委員會上記念撮影

右ヨリ
小加久瀬才荒牧健造
林藤野田津原義積
俊泰吉保宏治



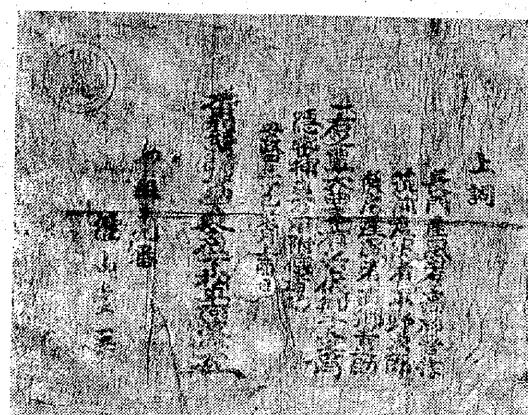
若松杉響山洋



—(1)—



書相人の土志末幕 郷西、杉高、野平



(藏氏原津才會助互) 狀捕逮上同

石炭増産戦時対策

衆議院議員

小池四郎

四郎

石炭不足による關西の電力飢饉は、石炭产地の貯炭を急送することで、どうにか糊塗するかも知れないが、問題の核心は昭和十五年度以降、急増する石炭需要を充たすだけの石炭を、如何にして増産するかの問題である。それについて、最近幾多の提案を読み聽きするが、いづれも石炭業の實際を知らざる處から来るピントはづれの意見が多い様であるが、増産の核心は實は次の點にあると思ふ。

第一石炭増産といふことを、現下戦時經濟國策の第一位に置くべきは言を待つまでもない。内地炭は勿論、滿洲炭北支炭について、すべて石炭を第一位に置く。昨年まではさうでなかつた、他の生産と同列に置いてゐたのだが、今よりは政府をして堅くさう決意させねばならぬ。

ところで滿洲炭は、あれだけ膨大な埋藏量を保有してゐながらも、今の處資材労力技術等の關係から、滿洲だけを貽ふにやうやくで、日本内地を手傳ふにたいして餘力はない。北支炭も同前で、十四年度には、問題にならぬ程度しか日本に輸入されてゐないし、以上兩者とも、この一二年の間は、左程の期待はかけられまい。

そこで結局、日本炭の増産を計る以外に、道はないのだが、その日本の石炭資源なるものが、僅かに北海道の一部と、樺太とを除いては、既に老境に入つてゐるといふべきであるから、思切つた方策と、餘程の努力をもつてこれに當らねば増産が難かしいといふことを、先づもつて覺悟してからねばならぬ。それにまた炭坑の開坑や掘進といふものは、他の

事業と違つて、急に出来る仕事ではなく、長期を要するものだといふことを、頭の中に植込んで置く必要がある。

そこで、一切の努力を傾けねばならぬといふことからして、あらゆる生産擴充の内、石炭を第一位に置き、軍需にさへも優先せしめるだけの、腹を決めねばならぬといふのである、企畫院が軍需第一、石炭第二と置いたのは、わが國石炭の

實狀をあまく見た、とんでもない見當違ひとはねはなるまい。

さうした立場に立つて、増産の具體案を考へると、まづ第一に、労力の不足をどうするかの問題であるが、それには内地労働力を炭坑へ、優先的に供給すべきは勿論だが、どうせ不足の労働力から、幾何のものが引出せるか、大きな期待は出来まい。

そこで一番有効な對策は、事軍事に屬し、輕々に論ずる譯に行かないが、炭坑労働者で第一線に應召されてゐるもの、歸還をはかることがある。これはまた名譽の地位から去ることであるから、氣の向かないことではあらうけれども、小石炭報國のために、また忍ばねばならないであらう。その應召者の數は、丁度十五年度に増産したいだけの石炭を、掘り出すに足る員數である。これは士氣との關係もあるから、方法は慎重を要するにしても、軍の考へ様一つで必ずしも不可能なことでもあるまい。なほ、北支山東の支那人労働者を、この際日本内地へ移入せしむることが必要であらう。これは半島労働者に比して、遙かに高能率の所有者である。
トバイト、地下足袋等)の補給であるが、これを第一位的に優先せしめることは絶対に必要である。現在のごとく増産を要求しながら、鐵類やカーバイトなどを事變前の半分しか供給しないで、どうして増産が出来るであらうか。
その他輸送機關の優先的動員、技術者の優先的補給の必要はいふまでもない。

ここで考へねばならぬ重要な問題がある。それは以上の條件が充たされたとしても、それだけで機械的に石炭が増産されると必ずしもさうではない。炭坑業者の氣持が、それへと向いて來ねば何にもならぬ。その氣持を向かせるために、企業利潤をたっぷりもたせるといふのは、最も手取早い方法ではあらうが、それは惡性インフルエンザの危惧の上から許さるべきではあるまい。そんな功利的な刺戟でなく、もつと協力的な一體的な關係に、國と業者とがなつて行くといふ方向に、進んで行くべきであると思ふ。

即ち炭坑に急激なる増産を求めて、危急を救はんがために、無理を強ひた以上は、國家は炭坑の現在と將來に對して、自分のものゝやうに、寧ろ自分のものとして、即ち二體となつて、その企業に内在する困難を克服し、併せて將來への企業の安定性を確保するために、親身の協力をすることにある。そこに初めて、業者の協力精神の昂揚が求められるのである。

かくの如き立場に立つて、まづ當面政府當局としてなさねばならぬことは、炭坑經營が現に採算割のため（現に大炭坑でもさういふのがある）もしくは企業の危險を見越すがため、増産設備、新坑開發などを躊躇するものに對しては、開坑費、掘進費、設備費等につき充分に國庫の補助を受くる炭坑に對しては、その配當を制限するのは當然であらう。

技術監督者を動員して（登録年齢以上の老練達識の技術者は、まだ多數に民間に遊んでゐる）全國炭坑ならびに未開発

礦區を踏査せしめ、それによつて増産の指導と休眠礦區の開發の促進に當る。

資材の主要部分を占むる鐵鋼材、機械類、坑木等につき當局は、その價格の引下げに努める。十三年九月炭價釘付け令以來、炭坑資材が二三割の昂騰を示してゐる以上、これは國として當然の處置であり、その内機械類の値下げは手間ひまのかゝることではない。坑木は要するに原木代の引下げにあるは、木炭の場合と同様である。

炭坑企業は、災害の危險といふ他にない惡事情もあり、さらに今設備を擴張して置いた場合、三年の後、北支炭また

は滿洲炭の内地への大量移入に脅威される場合を見越すならば、國がかうじた危險感を進んで安定解消するために、減價償却の年限を特に短縮してやるべきであらう。

炭坑企業費の調達が困難のために、増産を阻害する事實も、國はこれに眼をそらしてはならぬ。それは事業そのものが危険であることと、何分地下資源で融資者にも見當がつかないことから、當然の成行で、そのためには石炭の販賣権を抵當にさへし、しかも高利の融資にさへ甘んじてゐるのが實情である。そのためには國は特殊の金融機關を創設し、從來炭坑の頸を縛つてゐた高利の借入金（そのために炭價の昂騰を見てゐた）その他の借替整理を斷行すべきである。

最後に礦區の整理が急務とされる。現在の礦區は自然發生的に出來て來たために、全體としては採掘上便利な能率的な姿ではない。全國礦區それぐにつき、併合もしくは分割によつて、高能的な採掘礦區に建直すことが必要とされる。現に隣接礦區間にその交渉の開始されてゐるのは少くないが、業者間のみの交渉では、各自の利害關係を固執する限り、交渉は仲々成立しないである。増産を急務とする立場から、いままでとかく仲に入るのを逃げてゐる當局は、この際進んでその間に割つて入り、勇斷以て事を處理しなければならぬ。

現に九州の石炭礦業互助會所屬炭坑中二十四坑が昨年六月から右の重要な礦物增産法に基き礦區整理を申請中のことであるが、この問題が解決すれば初年度百万噸、二年度より百六十万噸乃至二百万噸の増産可能なれば、ひとり九州のみならず北海道、常磐、山口等全國の死藏礦源を整理分合すればそれだけで年々數百万噸の増産が出來る譯である。

我國現下の石炭對策

燃料局長官 東榮二

石炭は燃料として、即ち各種産業の熱源、動力源として頗る重要なものであることは周知のことであるが更に最近においては科學の進歩に伴ひ人造石油の製造用とか、人造ゴムの原料であるとか、或は近頃アメリカで喧しい問題になつて居るナイロン等といふ新しい纖維の製造用とか種々新しい用途が殖え其の重要性は益々増加しつゝある。我國は幸ひにも比較的石炭に恵まれて居り、六七年前迄は我國の石炭業界は寧ろ供給の過剰に悩んで居たのである。當時業界の關心は如何にして内地の生産と外地及び満洲方面からの移輸入を制限して需給を調整するかにあつたのであつて今から思へば實に隔世の感がある。

處が斯様な状態は満洲事變を契機として一變した、即ち我國としては國際情勢の推移に伴つて生産力の擴張と軍備の充實に全力を注がねばならぬこととなり從つて石炭の需要は増大の一途を辿つたのである。其處で政府においても夙に石炭の増産計畫を樹立、實施して來たのであるが、支那事變の勃發は更に石炭の需要増加の趨勢に三層の拍車を加へた。支那事變勃發後も最近迄は年々三百萬噸乃至四百萬噸位の増産をなし、又樺太、滿洲、北支方面からの移輸入の増加を計つて急増する需要を兎も角賄つて來たのであるが、昭和十四年度に至り遂に供給の増加は需要の増加に追隨し得ずして茲に異常なる石炭不足の聲を聞くに至つたのである。

昭和十四年度においては石炭の需要は前年度に比較して相當増加するものと豫想して之に對する供給は内地の増産と外

地及び満洲、北支からの移輸入の増加によつて需給のバランスを合はせる計畫であつたが、供給の方は内地の増産も豫定通り行かず、樺太、滿洲よりの移輸入も豫定より著しく少く、しかも需要の方は各産業とも増加を要求し、特に發電用の石炭は昨年夏以來の異常の渴水のため豫定より著しく増加するに至つたので十四年度下半期（十四年十月より十五年三月迄）においては石炭の供給不足は數百萬噸に達するものと豫想せられるに至つたのである。

此處で一寸斷つて置きたいが、我國の現下の石炭不足は内地の生産が減少したためであるやうに思つて居る向も少くないやうであるが、事實は決して然らず相當増産になつてゐる、たゞ豫定の程度迄増産が出來なかつたのである。其の原因は種々あるが歸する處、資材と労力の不足といふことであり、尙其他に能率の低下及び生産餘力の消盡をも挙げ得る。

其處で政府はその對策として一方生産の増加と外地及び満洲、北支方面からの移輸入の増加に努むると同時に、昭和十四年十月一日から石炭販賣取締規則を制定實施して石炭の配給統制を行ふと共に産業の重要性に従つて最近一割がら最高三割七分に至る消費の節約を實施することになつた、即ち石炭販賣取締規則では需要、供給の兩方面から統制を行ふとともに、需要者においては一年間に一萬噸以上を使用する者は石炭の購入に就て商工大臣の許可を受けなければならぬこととし、一面供給者に就ては統制團體を組織して居るものは其の團體において立案して商工大臣の承認を経た配給計畫に基いて配給に當らせること、し、其他の者に就ては直接商工大臣の許可を受けて石炭の配給をさせることとしたのである。石炭販賣取締規則は一の應急的、暫定的配給統制の規則であつて、實施上不完全な點も少くない、のみならず實施の當座は準備に充分の日子を得られなかつたために部分的には幾分の手違の生じた所もあつた様であるが、斯様な點も漸次修正して出来るだけ運用の圓滑を期して居る次第である。

尚且下日本發送電會社に對する石炭供給が喧しい問題になつて居るが、元來日本の電力の供給所謂水主火從で水力を以

て之を補ふといふのが近來の行き方であるが、昨年の夏季における未曾有の渴水のため冬期の減氷期に備へて貯々置く筈の石炭送船の發着が豫期通り行かぬために今回の一様な電力不足問題を惹起したことは洵に遺憾である。
去年秋昭和十四年度下半期の石炭配給計畫を決定したとき、發電用石炭の需要を約四百萬噸と豫定せうち三百三十萬噸を日本發送電に割當たのである、而して右三百三十萬噸を昨年十月から今年三月迄に各月の割當をなし、供給者側に對しても夫々指圖をなしたが、其の後日を経るに從つて渴水は益々著るしく、日發に對する石炭の納入状況は種々の故障のため順調に行かぬので各發電所における貯炭は愈よ減少して十二月下旬には非常に緊迫した状態になつた、其處で燃料局としては關係各廳と協議して本年一月及び二月に日發において需要する石炭のうち基本數量以外のものについての供給方を相談すると同時に、應急的措置として大阪方面の工場にある石炭の中より一千噸、三千噸といふ風にかり集めて約四萬噸強の石炭を日發に融通し昨年十二月末の急場を凌いで來た。

一月及び二月分の日發への特別供給分の石炭については北支炭の輸入を主とし、尙内地炭の繰上納入、鐵道炭の特別融通等が計畫せられて居たが、此の計畫が伸々計畫通り行かず、一月に入つても依然として日發の貯炭は増加出来ない處へ北九州方面の荒天のため石炭船の入港が無いといふことになると、もう一日も支へ切れぬといふ状態に立ち至つたのである。

其れでは今後の石炭對策は如何と云ふに、應急對策としては北支方面からの輸入を極力促進すること、内地においても山元や港に最近相當增加しつゝある石炭を出来るだけ運んで之を日發始め石炭不足に困難して居る方面に供給することに努力しなければならない。

十五年度以降の恒久對策としては第一に國內の生産増加である、之がためには資材の配給についても労働力の確保に

いても本當に石炭優先主義を徹底しなければならぬと思ふ。

幸に労働者については昨年秋以來厚生省と相談の上半島人の移入を圖り、今日迄既に二萬五千人程の入坑を見て一部の労働力不足の緩和に貢献し、また資材についても企畫院其他の諒解を得るものと信じて居る、更に増産促進の方法として先日來度々新聞にも出た増産獎勵金制度に關し研究を重ねてゐる。

第二には樺太、滿洲、北支からの移輸入増加を圖ることである、これは日滿支一體の趣旨から云つても亦大陸の產業開發のためから云つても是非實行を促進しなければならないと思ふのである。

第三には右の如くして供給を増加した石炭を最も合理的に且つ圓滑に配給することである。

昨年十月一日から實施して居る石炭販賣取締規則に依る配給の統制は不完全であることは前述したが

それは第一に配給が一元的でない、第二に統制が全部の石炭に及んで居ない、之がために計畫そのものに齟齬を來したり、統制の實施上弊害を伴ひ易い點も少くないので

配給統制を徹底合理化するための機構について昨年秋物價委員會において決定答申した案があるがこの案を基礎に其の後の業界の實狀及び各方面の意見等を參照して若干修正した案を今期議會に提出すべく目下準備を進めて居る。以上の如き諸方策が圓滑に實施せられその效果を現はす時になれば我國の石炭の需給も著しく改善せられるものと期待する。

然し石炭のみならず、凡そ礦物の増産は準備に時日を要し工場製品の如く急速な増産は極めて困難で如何なる制度施設と雖も實施の翌日から直に効果を擧ぐることは期待出來ない。

従つて右の各種計畫及び施設をして實効を擧げる爲には尙今後一層の努力と相當の時日を要することをも覺悟しなければならない。

要するに現今我國は石炭不足のため種々の困難に遭遇して至り産業上の打撃は固より家庭生活においても（暖房用や風

呂用の石炭が買へぬなど種々の不便を受けて居ること、想像されるが、この石炭不足は決して石炭の供給が減少したためではなく換言すれば我國の經濟が小さくなつたのではないのである。即ち供給は内地の生産も、圓ブロックからの移輸入も相當増加して居るが需要がそれ以上急激に増加したために需給の均衡を失するに至つたので今日の石炭不足は我國が伸びんがための一時的の苦しみである。

石炭増産は炭價適正化が急務

昭和石炭社長 古田慶三

近來石炭に関する諸問題は直接その需要者のみならず一般士人の關心を集めてゐるが、之は石炭供給不足の苦痛から擧げられた聲だとしても斯くの如く石炭に注意を持つて來たことは石炭の本質的重要性に鑑みて大いに喜ぶべき事である。

先づ注目すべきは現在の状況に於ては『石炭は掘れば掘る程樂に出る』といふ觀念を放棄することが必要である。確かに、この數年以前迄は可なり大きな遊休出炭能力が保有されてゐたので工業界の復活と共に漸次之を生産線上に上せることによつて、比較的容易に増産を實現し得て來たものである然るにその出炭餘力も一昨年頃迄には殆どその極限にまで使ひ盡されてしまつたのであつて、此處に新しき増産計畫が必要になつたのである。全く從前とは異つた條件の下に於ける増産が始まつたのである。

新しき供給を生み出す爲には、此處に既存設備の擴張が第一に要求されそれと共に、新坑開設を行はざれば不充分なるを免れない。しかし乍ら、斯くの如き石炭事業の擴張には莫大なる資金と非常に長い期間とを見込まねばならぬし、極めて危險率の高いものであるから餘程確實なる將來の見込がなければその着手に躊躇せざるを得ないのである。そこでその前途を見定める爲に昭和石炭會社に於ては向ふ五ヶ年間の需要調査をしたのである、其の結果によると相變らず、一年々五、六百萬噸以上に需要は累進する豫想が樹てられた假にこの戰争が熄んだとしても引續いて生産力増加を進めて行かねばならない、斯くの如き將來の見込に應じて増産計畫は樹てられ、現存炭礦の擴張能力や新坑の開發等に就き精密なる調査を遂げて之を計畫し工事に着手したのであつて、各炭礦の協力により増産を始め得る迄になつたのである。所がそこに支障を來した問題が起つた。炭礦に於て折角計畫が成つても資材の配給が潤澤ならざる爲、或は労働者が不足の爲に運行が阻まれる現状である。今日資材は殆ど統制下にあつて政府の手によつて配給されてゐる。又労働者に就ても統制は進められて政府の力によらざれば到底募集も困難である。殊に未經驗者から見れば危險性の特に大きく考へられる地下労働であつて見れば尙更のことである。

第一の問題は炭價採算上の難點である。即ち資材の騰貴は固よりであるが、賃銀に付て見れば労働者の移動甚しく且未熟なる爲の出炭能力の減退は戦前に比し約三〇%にも及んでゐて、之に賃銀額の昂騰が加はる爲に出炭廻り賃銀指數は戦前即ち十二年七月に比し最近に在ては三〇%から八五%にも及ぶ上昇を現はしてゐる。此爲に各炭礦共に稼働能率に非常な悪化を來してゐる。更に注意を要する點は増産には益々生産費の上昇が不可避な情勢にある。即ち設備擴張や新坑開發は殆ひ從前放置されてゐる不利なるものに迄及ぼざるを得ず、之を行ふとすれば莫大なる固定資本を要し、多額の償却と危險率とを見込まねばならぬ。更に石炭鑛業の特質として収益遞減法則の最も強く作用するものなることを忘れてはならない。

斯くの如き生産費の増大にも拘はらず統制法を適用され居る炭礦の炭價は十三年九月の命令によつて引下げられ全く釣付され收支計算は悪化し勢ひ増産獎勵の氣勢を沮喪せんとする實情にある。既に一般物價は上昇して増産計畫當時の炭價採算の基準を覆へされた。

元來低物價政策が徹底し炭礦用資材機械及勞銀に至る迄引下げらるゝに於ては從つて生産費は低下すべく然る止は炭價引下げは當然であるが現状は然らず却つて此等の價格は賛貴しつゝあるに拘らず獨り炭價のみ引下を强行しようとすれば到底増産は望めない、否寧ろ減産を來すは誠に免かれない歸趣と云はねばならぬ。增産の緊急とせられる現在の事態に於ては、炭價の問題は慎重な考慮を要する處である。このことは送炭實績に就てアウトサイドと比較すればより明かとなるのであつて無統制炭礦の價格は遙かに高位にあり、採算上の利を有して前者に比し可なりの増産を實現し得てゐる實例は明に之を指示してゐる。

以上に述べたやうな諸條件が輻輳して十四年上半期の送炭は前年同期に比し約三十萬噸の減少を來し、之に反し無統制炭は約百二十萬噸の増送となつてをり斯くの如く前年に比し減産を來す如きは未だ曾て見ざる不結果と云はざるを得ない。

出炭は豫想を遙かに下り、需要は豫想以上に増加してゐる。このギャップはその儘既に幾多の産業部門に問題を投げ掛けられてゐる。即ち電力瓦斯及直接石炭の供給制限は直に各工場の操業制限を餘儀なからしめ、從て各種製品の減産は免れない、かくては生産力擴充は到底期待できない、誠に今日の急務は石炭の供給力増加が根本的先決問題である。

固より政府に於ても、夙に増産は奨励せられ、又過日中央物價委員會による「石炭增産對策要綱」が發表せられ、企業合同、鐵區整理、高能率重點主義等が答申せられたが當局に於ても極力效果的な増産策の實行に努力してゐる。更に石炭の有效利用消費節約にも非常なる熱意を以てその指導普及に努めてゐるから現下の需給逼迫狀態も今冬を以てその時と見て差支なからうかと思はれるから増産政策の具體化と共に、前途は必ずしも悲觀を要せざるに至るであらう。更に將來需要が増加すべく或は七千萬噸、八千萬噸といふ時代が來れば、其の供給を如何にして求めるか、一つの疑問になるがそこに於て北支、滿洲の資源に大なる期待が寄せられるのである。

然し乍ら北支に就て特に遺憾な事は輸送能力の缺如であつて、港からの距離は非常に遠く且現在の鐵道では輸送力が不足してゐるから大量を持つて來るには長距離の鐵道を新に敷設し且つ大規模の築港が必要である。一方北支、中支方面の工場が復活し又廣大な地域に亘り家庭用の需要が極めて活潑となるであらうから、之に先づ供給し、その餘力を我國に持つて來るには差當り大きな期待を寄せる事は出來ない、然し乍ら何分にもその資源力は極めて大なるものであるから、治安も回復し、時日と共に採掘輸送及び港の設備の綜合的計畫が進展すればその前途は實に洋々たるものがある。

しかば滿洲は如何と云ふに、滿鐵及び滿炭の二社が中心となり、相協力して五ヶ年計畫の達成に努力してゐるが、内地同様に資材、労力の不足に妨げられて期待する處の増産を擧ぐるに至らず、又滿洲國內の需要も非常なる激増の一途最も供給增加の見込あるものは南樺太であらう、是は樺太廳の非常な獎勵を受け、炭質が良く炭量も豊富であるから遂に年増産を實現してゐる、故に港を改修し季節的なる障礙を人力を以て補へばその送炭力は著しく上昇するであらう。

以上の如くして我國內外地に亘る増産も漸く軌道に乗つて進展せんとし、滿支の開發には大いなる將來性を期待し得るから、人造石油其他今後新たに生起し若くは増大すべき需要に對しても供給力を増大し我國經濟の發展を期する事が出來やう、然し隣邦に期待を懸くるは將來の問題にして主として自給自足を圖るべきである以上の如き概観に於て現下の對策を論すれば次の諸點に歸着するであらう。

第一には生産力擴充の柱石として石炭增産に萬難を排して努力すべきことである。

第二には炭價に於ける不合理の是正である。今日の石炭事業は生産費の昂騰と低炭價とに阻ばれて到底事業の發展を圖ることができない現状にある。宜しく現在の採算に基き、經營上増産獎勵を可能ならしむべき適正なる炭價を作成すべきでこの事は既に需要者方面に於ても一般に認められ寧ろ炭價を引上げ增産を可能ならしめ其供給の圓滑を要望する聲は高められつゝあるが、同じく炭價問題として肝要なるは炭價の統一である。今日所謂三重、三重炭價、尙甚しきは闇相場が殆ど公然に行はれ、自然値の高い所に石炭は流れ、配給の偏在を招いてゐるのであるが、又その弊害は炭礦經營上今まで及び炭價の高位にあるものは労働力を吸収し、一般にその賃銀を高めつゝある。

第三には配給の全般的統制である。此統制法は昨年十月一日より之を實施したる事は周知の通りである。しかし乍ら、石炭の如く其の用途の多岐廣汎に亘り配給系統の複雑なる商品に就きては豫め周到なる實行方法と準備を要するは申す迄もなき處にして創始より完全を期するは困難にして之には官民の積極的な協力に依てその圓滑なる運営を圖らねばならぬ。第四策として燃燒指導の普及を擧ぐる所以である。石炭燃燒の理論は必ずしも新しきものではないが之を正當に理解するものは極めて少く、その普及は未だ不充分であり、又使用者に於ては仕事に支障なければ足れりとして石炭使用上の研究工夫には缺ぐる處があると思ふ。昭和石炭會社が工場當局の燃燒知識を深め燃燒理論の指導に努力しつゝ過去二ヶ年間餘に亘り調査指導せる工場五十餘の燃料節約實績は平均一割餘の消費節約可能となり今後漸次之を全國に普及せしめば約五百萬噸の大數を節約し得べく、その結果は需要者に利益を與へ供給不足を緩和し、國家を裨益する處蓋し大なるものがあらう。近來商工省に於ても、大いに是れが指導獎勵をせられつゝあるは誠に時宜に適したるものと信する。

第五には品質の改善問題を擧げねばならぬ。昭和石炭會社は常に資料を採取して厳密なる分析を行ひ、之に基いて自治的に品質の監督を行つてゐるしかるにアウトサイダーに對しては殆ど品質取締の制度を有せず無統制に委ねられてゐる。今後増産の進捗するに従つて、良い炭層も少くなり品質の低下する事は免れ難い情勢にある。之を無統制の

儘に放任すれば更に其以上の低下は免れず國家的に非常な不利を招くから適當なる制度を樹立してその監督をかる事が必要である。

最後に擧ぐべきは日滿支に亘る統制の樹立である。前述の如く滿洲及支那も夫々豊富優秀なる資源を擁して、その開發も着々と進行してゐるのであるが今後は東亞全體を共通する自給自足を期する爲には三國の提携に依り綜合的統制形成を爲し三國間に於ける資源、資本、技術の有效利用を圖ることが急務である。最近政府は日滿支に於ける石炭の開發及需給計畫を樹立する爲、關係者間に於て日滿支石炭協議會を構成したが、更に民間に於ても之が運用上の實效を期する爲、三國間の關係業者及統制團體をメムバーとする日滿支石炭聯盟が一月廿三日に輝かしく發足した事は吾人の最も欣快とする處である。

適正な炭價引上げと積極増産が第一義

互助會石炭株式會社 專務 取締役 武内禮藏



現在我國に於ける産業界の最も重大問題は、總ての産業の原動力をなす石炭並に電力不足の問題である。石炭飢餓が解消すれば、戰時下に於ける生産力の擴充も可能にして電力、鐵鋼其他重要物資の不足も或程度緩和出来るであらう。故に現下の石炭對

策としては『生産又生産』で官民一致協力して、積極的に石炭の増産対策を講ずることが最も緊要事である。

石炭増産の具體策

第一、炭價の値上 石炭増産計畫停滯の最大原因をなしたもののは炭價の値下である。即ち

十三年九月一日商工省は輸出入品等臨時措置法に基いて、昭和石炭に對しては標準價格の約一割、互助會に對しても相當額の値下を强行せしめた儘に釘付としてゐるが、之に反して労銀、諸機械、鐵材類は勿論坑木、板類の木材に至るまで急騰に告ぐる急騰を以てし昨年九月十八日諸物價第銀停止迄約一年間に於て二割六分の値上りを示してゐる状態なれば炭業採算が悪化するのは當然である。

不合理な炭價の引下が炭業資本家の増産熱を冷却させてゐる實情なれば、昨今増産焦眉の必要を痛感する際、適正に炭價値上を斷行し以て眞に政府と業者が一體となつて増産に邁進すべきである。

第二、重要鑛物増産法に基く鑛區整理

右に對しては昭和十四年六月我が互助會所屬炭坑二十一坑より合計坪數四百三十萬坪の隣接鑛區讓受の裁定を申請中にて、之が實現の曉には初年度に於て九十六萬噸第二年度に於て百六十萬噸の増産可能にして、當時福岡鑛山監督局並に八田商工大臣に對し即時裁決方を要望したるも、今日に至るまで一件も解決を見ない。

最近地元當局並に燃料局に對し重ねて緊急解決を要望したる次第なるが、増産絶對必要の時期に當り今日迄遷延せることは誠に遺憾千萬にして、此際即時同法第五條に依る裁定を切望する次第である。

第三、炭礦資金の融通

石炭増産に就て最も重要なことは資金關係である。

從來中小礦業家は主として、石炭の二手販賣に依り又は需要家より資金の融通を得て今日に至つたもので、興銀其他銀

行關係によることは極めて稀な状態なれば、政府の企圖する共販制による一手買上又は現今實施中の切府制度により根本より其資金關係を根絶したるを以て、之に代るべき何等かの施設なき事は當面に於て全く金融難に陥り、増産に對する設備を施す術なき實情なれば、

政府の確保する配給範圍を軍需、日鐵、日發、鐵道用炭のみとし其他は切符制度を廢止し各需要家と炭礦業者と提携して增産に對する資金の融通を計り以て増産に協力すれば政府は之に依つて目的を達成せらるべきであると思ふ。

第四、炭礦資材の優先配給

政府は現下の石炭情勢に鑑み炭礦資材の優先配給を言明せられたるも、其の實績は

一例を示せば鐵鋼に於て事變前の四割弱の配給に過ぎず、坑内照明用のカーバイト亦二分の一殊に坑内用のゴム足袋の如きは全く之が配給なき状態なれば

鑛業用必需品の配給は、實際に於て増産に必要な最低限度の資材は圓滑且つ迅速に配給せられんことを要請する次第である。

第五、労働力の充足

増産に必要な労働力の充足に就ては政府に於て最近半島人の移入等實現せるも熟練者に代る

に未熟練者の流入であるから出炭能率は著しい低下である、即ち

全國炭礦労働者の平均出炭高指數は昭和十一年一月から八月に至る平均一〇〇に比し十二年同期は九二、十三年同期は

一八七と逐年著しい低下を示してゐる故に全國石炭山労働者の稼働能率の低下を向上せしむる爲め、

時局に即應する労働法規の改訂方を昨年來當局に對し要望陳述せるも、事變前の儘にして何等之が對策を發表せられざる

も、この際時局に鑑み増産の重大使命達成のため、鑛業法中雇傭勞役規則の再検討と健康保險法を改正すべきである。

以上述べたる如くにして、之が實現せば相當の増産は易々たるところで、要は政府當局が消極的に配給統制、消費統制にのみ力瘤を入れる代りに積極的に増産対策に乗出することが必要である。

吾々業者は先日藤原商相、勝遞相と會見し、電力飢餓石炭不足の現状に直面して、其の責任の重且つ大なるを痛感する
と同時に之が打開策のため邁進する覺悟である。

石炭炭價は一般商品生産コストの一、六パーセントにしか當らない微々たるものなれば此際適正の炭價引上は急速
を要するものにして値段よりも量である。戰時下に於ける生産力擴充のため、政府、業者、需要家が打つて一丸となり、
石炭増産のため邁進したいと思ふのである。

胸に愛國

手に國債

—(18)—

礦業法改正に就て

参考

商工事務官 柿島末男

—(19)—

昨年三月二十四日礦害賠償を主としたる礦業法の改正が制定公布され十二月二十七日には之が施行細則
が公布本年一月一日より施行されたそれに依れば石炭礦業者は一年中に採掘した石炭に對し噸五十錢
以内の金錢を供託しなければならぬ事になつたこれについて商工省事務官柿島末男氏の一月二十七日福岡
市佛教青年會館に於ける講演速記を左記に掲げ大方の参考に供する次第である。(法令欄参照)

只今整理部長から御紹介を受けました柿島であります。 で申上げます。

お話を先立ちまして本省の方から頼まれて參りました用件 第一は豫て十一月頃と思ひますが、勞務動員計畫資料を
がございますから皆様のお集りになつたのを幸ひこの席上 各炭山にお願ひした筈であります、まだ全部集つて居り

ませんから未提出の山はお歸りになつたら至急作製本省にお送り願ひたいと思ひます。

第二は毎月の出炭量と鑛區數を翌月の七日迄に電報で報告して貰ふ事になつて居りますが、兎角期日が遅れたり又は報告が來なかつたりする事がござります。これは各省との連絡會議の資料となる重要なものでありますから、是非共期日まで御提出願ひたいと思ひます。

既に鑛害賠償法が定められまして一年皆様御承知の事と思ひますが昨年昭和十四年法律第一二十三號に依り三月二十四日附を以て鑛業法に鑛害賠償の一章を加へた鑛業法の改正が成りました、鑛山關係殊に石炭山關係に於て必然的に隨伴致しますところの鑛害が地元方面に及ぼす問題についてはこれまで地方の慣習等によりまして、通常、和解、示談等による事が多かつたのであります。ところがこれは或る場合は被害者の方が非常に利益を得る事があるかと思へば或る場合には鑛害が非常に大であつたにも拘らず賠償額が少く被害者の泣寝入になると云ふ、兎角不合理な實際に

舉にして進歩した方法を取る事もどうかと言ふ事になり、第二段の方法を採用したのであります。そして鑛業法が改正せられまして鑛害賠償の一章が設けられ、續いて必要な施行細則が昨年十二月二十七日商工省令第七十五號を以て公布になりましたが、これは石炭を目的とする鑛山の關係の條文だけであります、第七十四条の四と第七十四条の七の施行規則改正が其の骨子をなして居るのであります。鑛業法第七十四条の四には

石炭を目的とする鑛業權者は命令の定むる所により石炭掘採の爲の土地を壊壻に因りて生すべき損害の賠償を擔保する爲其の掘採したる石炭の數量に應じ年々一定額の金錢を供託すへし但し金錢に相當する國債を供託することを妨げず

前項の規定は國の鑛業に之を適用せず

石炭を目的とする鑛業權者第一項の供託を怠りたるときは主務大臣は鑛業の停止を命ずることを得とありますが、これは要するに石炭鑛業權者は掘採した石炭の數量に應じて將來生すべき鑛害に備へて、随當り幾ら

そぐはない賠償法が行はれて居りました。

今や時局の重大性に鑛み殊に石炭の重要性を加へて居ます際に、これでは相互に不和軋轢を生じ國家の損失を結果するのではないかとの憂があつたのであります。寧ろ法律化して賠償する事がよくはないかと案が以前から行つて居りましたがたまゝ前議會に於て鑛害賠償の法律が出来上つた次第であります。

これは鑛業權者が供託金を供託しこれを擔保として損害を賠償して行く事になつて居りますが、實は金庫制度を採用して金庫を國家が管理し、これに金を入れまして鑛害が起つたら金庫から出して賠償をすると云ふのが普通なのであります。一方なのには大きい山は補助を受けるばかりと云ふ大小の利害問題が起つて來るのであります。又政府が金庫制度を採用する場合は相當數の管理人を要し人件費が必要となります。この二つが金庫制度の缺点であります。しかし完全に賠償出来るには金庫制度が一番好いのであります、一

として一定額の金錢を供託すべしと云ふことで供託金を供託することを明らかにしてあります。尙命令の定むるところによりとあります。即ち順當りの單價を出炭に乘した額を供託するのであります。但し國債を以て供託してもよいが原則として金錢です。即ち順當りの單價を出炭に乘した額を供託するのであります。然らばどちらが利益かと云ふ問題であります。供託の利子は二分四厘、國債は三分三厘、九厘の金利の差があります。國債の場合は商品券取締法、時清銀行法を參照し一定期間を區切つてなす事になつて居りますが、額面は百圓でも其のまゝ受取らず時價で受取る事になつて居ります。しかしこの國の鑛業に適用せずと言ふ條文は、後

それから國の鑛業に適用せずと申しますのは供託權は國には無いと云ふことを示したものであつて、被害が發生しても國は資力が豊富であるから必ず賠償するぞと云ふ建前のあります。鑛業稅等の關係から見ましても當然であります。しかしこの國の鑛業に適用せずと言ふ條文は、後

の七十四條の七にあります供託物を取戻す場合、又七十四條の六、鑛業權の譲り渡しがあつた等の場合を見まして、其の實安當であります。が一寸充分説明がしかねる点も出て來るのであります。しかし國は資力が豊富であるから大丈夫被害は賠償し得る、因つて國の鑛業に適用せずと云ふのであります。

次に罰則になつて居つて輕いものは二百圓以下の罰金、重いと鑛業の停止を命ずるのであります。

鑛業法の七十四條第三號の次に左の一號を加ふと云ふのは

これは關係の無いものであります。して書類不受理の場合の必要を生じた爲に便宜上、これを番號が若い爲に前に置いたのみであります。

それでは六十三條の二から説明致します。

本法で、命令の定むるところに依りと命令に譲つてあつたのをここで稍具体的に一廻幾らと決めて一ヶ年間に掘採した額に應じて金錢を供託すべしと定めたのであります、今

かりに純五錢とすれば掘採した石炭が百噸ならば五圓と云ふ具合に監督局長が定めるのであります。前項の金錢は毎年三月中に供託すべしとあります。これは法律七十四條の四には一定額の金錢を供託すべしとあります。たのみで期日の定めがなかつたのをこゝで決めたのであります。

こゝに五十錢以内と云ふ單價を出して居りますが五十錢では勿論ありません。五十錢とは非常に高い、ひどいと思ふ方があると思ひます。が、五十錢或はそれに近い數字を負担せると云ふ意味では無論ない。これは最高中の最高を示したもので我々はこれ以下のすつと低い數字を豫期して居るのであります。

石炭鑛業の經營は苦しいものであります。經濟的に見て尤も非常に鑛害が多いとか周圍に宅地美田が権利として居るとか云ふ特殊條件がある場合は涙を振つて五十錢を出して戴くかも知れません。

それではこの五十錢の算定は一体どこから出したかと云

ふ御質問があると思ひます。これは昭和八年から九、十、十一、十二と五ヶ年に亘つて各監督局にお願ひし現實に起つた鑛害について山の大中小を問はず實際に調べて數字の平均を出したものであります。一番被害の多いところでは一廻二圓近いところがあり、少い方では一錢未満幾厘と云ふ物の數に足らぬ負擔額の山もあります、これらを計算に加へた場合は平均を出すのに不適當でありますから特殊のものは除外し中位のところの最高を狙つて考慮した次第であります。山ばかりでなく被害者の方も考へなければなりません。餘り低いのも高いのも不可だから中位のところの上位を五ヶ年間調べまして最高を五十錢と決めたのであります。

先に述べた二、三の山には最高に近い五十錢が課せらるゝと思ひますが、九分九厘まではもつと低いところに落付くこと、思ひますし、又それを希望してゐる次第であります。

それから誤解がある様に聞きましたから之に關聯して申上げます。

本法の條文に依り、十五年一月一日即ち今年一月一日から効力を發生して居りますのでこの三月中に供託しなければならぬのかとよく聞かれますから申しますが、鑛區毎に前年度の掘採した數量にかけるの五十錢以内の單價の金錢供託の義務を發生しては居るが、出炭噸數が鑛區毎になつて居りまして、其の調べも未だはつきり分つて居りませんので、實際問題として供託の期日は明十六年の三月中となつて居ります。

次に第三十六條ノ三であります、これは鑛業權の消滅の場合の規定であります。消滅した場合には其の年の一月一日より消滅の日に至る期間内に掘採した石炭に相當額を遅滞なく供託せよと云ふのでありますが、鑛業法に於ては鑛區分割とか、試掘鑛區が採掘鑛區となつた場合等全体から見まして少しも變つてゐない場合でも消滅の取扱ひをなすことになつて居りますがらこそで云ふ消滅は形式上の消滅の全部を網羅して居るのであります、但し移轉は含んで居りません。

同條の第二項には前條とか前項とか幾つも出て来てや

こじく分りにくいと存じますが分り易く説明すればこうなるのであります。例へば本日(一月二十七日)消滅したとすると昨年の一月一日から十二月三十一日までの分と本年の一月二十七日までの分の金額と二つを同時に遅滞無く供託せよと言ふのであります。一方は三月末に一方は即時に納めよと云ふのは意味をなさないから両方とも直ぐに供託しなければならぬと云ふ意味であります。

第六十三條ノ四、これはこの施行細則を作ります際業者の經營上の事情から分割供託を認めて欲しいと云ふ希望があつたのであります。一括供託を原則として居りますが分割をも認めたのであります。しかしこれを無制限に許す事は出来ません、四回以内と限定しましたとして翌年度の三月末には四回を分割しても必ず完納することにしてあります。

分割供託の場合は監督局長の許可が必要としましてむやみに誰でもと云ふ譯に参りません、分割供託を希望する者は豫め申請書を提出しまして監督局長は其の記載事項を見まして分割供託を許すべきか否かについて判定するのであります。

換算します。

第六十三條ノ七、これは商品券法と貯蓄銀行法の参照文と殆んど同文であります。供託書の寫を提出せよと云ふのであります。これはごまかせばごまかせるのであります。供託局が寫の正しいことを証明すればよいけれども供託局はそんなことをする義務はないそうですので、第二項は原書と寫とを同時に提出し事務取扱者に於て照合した上寫しの方を取ることになつて居ります。

第六十三條の二から七までは供託金に關する規定であります。こう云ふ方法で實際に供託しまして、こんどはその取戻しの方法が六十三條の八に定めてあります。

取戻の請求をなさんとするものは正規の取戻請求書の外に別に監督局長の承認書を必要とするのであります。

この場合問題となるのは本法第七十四條の七の第一項、石炭掘採の爲の土地の掘鑿に因りて生じたる損害を賠償したるときと云ふのであります。これは損害を完全に賠償した場合でなければ取戻しの理由とならない、不完全賠償は取戻しの理由にはなりません。

又、分割供託を行つて居つて中途鑿業權消滅した場合はどうなるかと言へば、これは無論四回分を即時に納めるとは無論であります。これに關して詳しいことは監督局長の申請に對する許可條件としてそちらを譲つて差支べありませんので茲に明文に入れなかつたのであります。

第六十三條ノ五は、供託金を何處に納めるかと云ふ事についての定めであります。

商品券取締法、貯蓄銀行法では成るべく本社鑿山の所在地となつて居りますけれども、山の所在地と決めれば被害者の方で不安を感じますので地元の方がよいけれども遠方へ行つて供託しなければならぬ不便もあります。そこで双方を考慮しまして特に監督局長の指定によることに致したのであります。

第六十三條ノ六は、先程申上げました様に金錢に變へて國債を供託する事が出來ますが、國債の時價は三月末九月末半期毎に其の末期に決りますが、何時でも供託する前の月の末日以て時價算定の標準と決めたのであります。若し二月一日供託をする場合は一月三十一日の時價を以て國債を立てるゝあつたとします、この被害を完全に賠償した場合は五十万坪の中三十万坪に關して供託金がとれる、しかし被害地三十万坪全部に亘つて不完全賠償の場合、全被害地に對して対策を講じなければ取り戻すことは出来ません。

又十万圓の供託金がありまして、被害を生じた爲七万圓の賠償を要したる際、鑿業權者は七万圓の請求を致しましたと、監督局長は其の鑿區を實際に調査して將來決して被害が起らないと云ふことになつた場合には請求の七万圓は愚か、十万圓も戻して差支へがないのであります。若し反対に鑿害が起る可能性ありと認めらるゝならば、七万圓の中二万圓位しか返戻せず後の五万圓は後の保障に備へて残して置くと云ふことは出來ませんが大体の目安はこんなものと御承知願ひます。

次に先程申しましたところの國の鑿業に適用せざと云ふ

本法第七十四條の四の第二項について申上げます。

國に供託の義務が無い以上、六十三條の二から七までの分、又本法第七十四條の二等に適用しないのは當然なことです。六十三條の八も同様であります。しかし供託物の附いた鑛區を國が譲り受けた場合、國が國に取戻しを請求すると云ふ形式になりますが、供託法の第八條に供託物の還附を請求する者は司法大臣の定むるところにより其の權利を證明することを要すとありまして、要するに國が民間の鑛區を譲り受けたなら其の移轉を以て權利の消滅と云ふ事になりましてこれを以て還附を請求することが出来るのであります。

以上で大体説明を終りますが、改正鑛業法は兎に角効力を發生して供託の義務を生じて居ります。廃五十錢以内と云ふ單價も先に申した如く過去の實積に従して中位の最上級を狙つたものであります、しかしこれは地方慣習に因つて或る程度實際に即したものと信します。

要するに被害の賠償を法律の規定に因つてはつきり決めたと言ふのは實に革新的な仕事であります、皆さん方に

於きましたても少くとも今年の七、八月中迄に諸調査を斯く鑛區毎に報告してもらふ事になつてゐるのであります。

最後の決定権は監督局長にあると言つてよく、計算の方等も非常に複雑なものであると思ひますから、各鑛業権者に於かれても出來得る限り監督局長に援助して戴きまして、一日も早く此の仕事が圓滑に行きますよう切にお願ひ致します。監督局からも参考資料の提出をお願ひするかも知れませんが其の時はどうぞ宜しくお願ひ致します。

これで終りますが、冒頭にお願ひした二つの件はお歸りなりましたなら、どうぞお傳へ願ひ度うございます。

當分は日發の一木槍

炭價値上に絶對必要 昭和石炭の多賀若松支店長談

關西電力救援の日發用炭送る。二月分日發所要炭十五萬屯のうち追加増配分十六萬屯と合せて五十屯の大量引受けをした昭和石炭では日發送炭委員會を設け、若松、

小樽、宗部各積出港に各支部を設置し、それより管内割當數量の完納を急いでゐる。

ことに筑豊はじめ九州一圓で十九萬屯割當の責任を負ふ若松支部では昭和石炭若松支店長多賀侍郎氏が支部長となり、各株主大手筋炭鑛と協力増送に乗出しすでに二月

一日から五日までに約四萬三千屯を日發に實送し、平均日割量約六千六百五十屯を超過する實績をあげてゐる

「日發用炭は全力を注いで送る、或ひはこれがため一般産業關係と摩擦が起るかも知れぬが、それは承知の前で政府の方針に従つて日發に送れ」
といふ斷乎たる決意で日發第一方針でスタートしてゐる、しかし若松支部委員會で研究した増送對策の結論として、山元貯炭を一掃する。

といふことになつた、いかにすれば山元貯炭の大掃除が出来るか?これは日發問題でなく一般的對策としてさらに七日來昭和石炭株主代表が協議し、成案を急いでゐる。一體昭和石炭系筑豊炭界は政府の増産計畫、奨勵金に對しどんな意見を持つか?大手筋炭鑛の實情は如何に?根本的問題

として

「炭價の値上げは絶對必要だ」

と強く斷言してゐる互助會側の主張と一致してゐる、左記は多賀昭和石炭若松支店長談

日發用炭 一口に七十五萬屯といふがこれは恐るべき數字である、それでも政府の云はれる通り日發には必ず送ることを實行してゐる、これをやつてみた結果はどうなるか分らぬ、電力を動力とする産業は救はれたが石炭を直接原動力とする工場は火が消える――といふ結果を見ぬとも限らぬ、もとより極力そんな摩擦を避けるやうに努力するが、今の場合日發一本に傾注する、その石炭を供給するには山元の貯炭を先づ一掃することだ。鐵道側にいはせれば若松港の荷受力がないといふ、その通りであるが、結局問題は若松に貨車を増配することである、鐵道で犠牲的に貨車を廻して山元貯炭を一掃するほか途がない、海上輸送の機帆船の數も需要に應對し供給不足である、汽船も配船統制委員會の計畫即ち船の關係で餘分の船がない。

×

×

×

自滅する。

炭價格値上と増産 筑豊の大手筋炭礦はいま生死の間

をさ迷うてゐる、昭和石炭では昭和十三年九月の商工省値下命令のまゝの抑制炭價である、その後の生産費増加は素人でも分るではないか、この際炭價の全面的値上げは絶對必要であるその上の奨励金でなければ増産の目的にならぬ、なぜなら増産のためには増資が要る、しかも増産部門のみの生産費増でなく一般的に生産費は膨張する『増産』といふ言葉でなく値上げによる積極的生産と消極的の減産のその間の『差』である、企業利潤によつて生ずる差がすなはち増産になる。

×

×

×

炭價格値上と低物價政策 値上げによつて差が生ずる

といふ前提のもとに考へると値上げは低物價政策に反せぬ、石炭の總括的増産が可能になれば一般工場の活動によつて生産は擴充され、従つて物の單價は安くなる、これこそ國家の要求する政策を完遂するわけである。どうしても値上げが先決問題だ。値上げせぬ限り石炭業は

最近筑豊一體に於ける貨車の配給は不圓滑を極め、これが爲め山元貯炭場は一杯となり作業能率を低下せしめ約三割に達する出炭減となつて居り、現下の石炭飢餓の際に於て運輸の不圓滑によつて出炭を抑へる如きことは鐵道・遞信兩當局の責任といふべく速かる根本的対策が要望されてゐる。

×

×

×

貨車をよこせ

筑豊地方悲鳴を擧ぐ

臺の横開貨車が増配されるとしても圓滑なる運輸を期し難い現状である、即ちこれが対策としては若松積込能力の擴充、積込作業高度化による貨車の運轉能率向上、各炭礦の貨車積み速進等の対策が樹てられなければならぬが、門鐵側は運輸不圓滑は責任を石炭業者に轉嫁し鐵道本省に對しては貨車不足による運轉不圓滑の如きことは通じて居らぬ模様で、これに關する一挿話としてこんな話がある。

正月早々軍部、企畫院、鐵道、燃料局等關係官より成る石炭事情調査團が筑豊地方に赴き石炭業者との懇談會の席上石炭業者から貨車不足による運輸不圓滑の點を數字に擧げて強調したに對し鐵道省の係官は「何故こんな事斯かる陳情は執拗な位行はれてゐるに拘はらず、鐵道本省に通じて居らぬといふことは奇怪ともいふべきであらう。

外炭は非常手段

藤原商相、苦衷を披瀝

答(藤原商相) 外炭輸入の話は事實である、發送電は多量にいか。

問(堤氏) 發送電用石炭補充のため政府は外炭十萬屯を輸入することとしたが、外國船で輸送すれば屯當り内地着六十四圓で時價二十五圓に比し、十萬屯で三百九十九萬圓の損失となるが、かくの如き損失までして外炭輸入の必要ありや、秦皇島にある六十萬屯、北海道にある六十萬屯の貯炭を更に増送するやう主力を注いだ方がよくはな

石炭を消費するが時炭がない、一朝海上風浪や故障のため石炭船の到着が遅れ、ば忽ち火力發電制限を行はねばならぬ状況で、現に關西方面は多大の不便支障を來し、

一日も早くこれを救濟するため應急策としてまず第一に石炭業者をして時局に協力するため至急石炭を發送電に供給せしめやうと勝遜相とゝもに業者と懇談した、當時二月中の石炭不足量は十六萬屯といふので昭和石炭系の業者に分擔し發送電に供給せしめたこととした、しかるにその實行途上十六萬屯もまたその他の豫定の石炭もなかなか到着しないので、大阪地方の民有石炭を拜借し、發送電を助ける方法を講ぜしめた、しかるに大阪方面に十分な貯炭がない、そこへ昨年來大阪府知事の名前でたび々く地方の石炭を拜借したが、返済不可能の状態であるから今日民有の石炭を借りて急場を救ふは困難となつた、このまゝにしておけば發送電の電力減少のため一般産業や國民生活に種々の困難を來すのみならず、治安問題にも影響するにいたつたので金錢を超越した手段を考へ、外炭輸入の方針を取つた。

は輸出工業に優先的に割當ることにして貿易振興の一助にする「一石二鳥」の方法もある、石炭不足のことは諸外国にすでに知れてゐるのである、國の面目もあるが、今日の事態はかかることを考慮するを許さないのである、外炭を輸入し、もしこれによつて輸出産業に石炭供給を増加すれば外貨の獲得ともなり、一時の面目問題は將來取戻せるものと信する、外炭の値段、積込状況などは到着の上調査する、なほ今度の外炭輸入は私としても二、三十萬屯ぐらゐ欲しかつたが、今の場合は取敢へず試験的輸入の意味を含んでゐるから今後も必要あらば輸入する、なほ石炭のかはりに重油を代用することは今後研究しやう、もとより内地の貯炭を急送することは當然である。(大朝)

石炭配給統制の缺陷

當面の問題は輸送

電力危機の直接の原因は發送電當局の石炭手當に對する

問 その他になほ政府の數字は實際において實行不可能の數字が多い。

答 官廳の豫定表はしばく事實とは違ふ、二月中は大丈夫だとの計算が實行不能に陥る、三月は雨季に入り大丈夫だといつても何時不測の事件が起るか分らぬ、そこで採算無視の手段を取り、外炭を入れることにした、それから二月中の間に合はぬは當然だ、しかし法の強制力をもたらすには北海道、秦皇島の炭はもちろん滿洲、北支、樺太の炭も十分研究した、外炭はカナダと印度から入れる使ふは兎も角今日使ふ石炭が必要だからといって民間から借りた石炭の擔保にすることができるといふので、大阪府知事にも遞相と二人で外炭による返却を保證したわけだまた石炭輸入に外船を使用するなどの質問はもつともである、しかし今日我國が石炭電力が少いために外國貿易が如何に打撃を受けてゐるか、約定したものも延ばす、注文も受けられぬといふ態である、したがつて今回の貴重な國費を出して買つた石炭だからこれを割當する時

拙劣無能にあり、更に遞信省方面的電力の消費規正に對する怠慢が、これに拍車をかけたものであることはすでに指摘した通りである。しかし電力問題の責任は、電力關係の當事者のみに歸せらるべきものであらうか。一體、石炭供給の側に立つ商工省當局や石炭業者は、發送電のみに責任を轉嫁して、涼しい顔をして居れるものだらうか。財界未嘗有の不祥事である電力飢餓の、よつて来る所を徹底的に検討するため、われくは更に一步を進めて、石炭供給の方面に解剖のメスを入れてみなければならない。

荒天に石炭輸送難

發送電に對する石炭供給の問題は、今では輸送の問題に歸してゐる觀がある。即ち、官民協力、あらゆる努力を發送電への石炭供給に傾注しても、なほ且現在の石炭飢餓を克服出来ないのだから、日本中どこを搜しても、石炭の餘裕がないのといふと、決してさういふわけではない。

發送電の全石炭需要の六割近くを積出すといふ北九州の若松港に來てみると、時炭場に積みあがたストックが九萬屯、既に一千艘の帆船や機帆船へ積み込まれて海上に

ある分が十萬屯、合計約二十萬屯の石炭がいつでも關西

地方に持つて行ける状態にある。唯問題は天候にある。

數日來、雪を混へて吹きつる西の季節風のために、北九州一帶の日本海は荒れに荒れ若松港に鳴集してゐる小型船は、外海へは一步も踏み出せなかつたのである。北

九州が相當多くの貯炭を擁しながら、徒らに關西の電力

食糧を見殺しにしてゐるのは、全くこの悪天候のためで

あり、今となつては、石炭手當は天候次第といふ外はない。

配給統制に誤謬

だが、若松の關係業者もいふやうに、この荒れは何も今年だけに限つたことではない。十一月から三月半ばころにかけて、京阪神への石炭輸送が杜絶え勝ちになるのは季節的現象に過ぎず、冬季前に石炭手當をほど終了するのは、關西方面の石炭需要者の慣習はしなつてゐる。如何に迂闊であつても發送電當局がこの事實を知らぬことはない。では、何故に發送電が冬季に入る前に、石炭手當を完了しなかつたのか。或は出來なかつたのか。もちろん、これに

ついては、發送電自體に内在する、いろいろな弱點が災ひしたことは事實である。しかし、それだけが、發送電の石炭手當の遅れた原因の總てではない。石炭關係業者が日々捕へて非難するやうに、政府の石炭の配給統制のやり方に大きな誤謬のあることも、その重要な原因となつてゐる。と見逃し得ない。

需要量の見込違ひ

石炭統制の失敗として、まづ第一に指摘せねばならないのは、發送電用の石炭需要量に對する見通しを誤つたことである。昨年十月石炭販賣取締規則を實施し、石炭の全面

的配給統制を實行するに先立つて、商工當局は十四年下期（十四年十月——十五年三月）における一般民間の石炭需要を査定し、これに削減を加へたのであるが、この際發送電の所要量は三百二十萬屯と決定した。この量は、昨夏既に關西一帶が異常な渴水に襲はれてゐた點から推して、當業者の目から見れば明かに不足であつた。したがつて、もし商工當局が獨斷的にこれを削減したとすれば、この時既に一つの過誤を犯したものといはざるを得ぬ。もつとも、

商工當局の主張によると、發送電の要求しただけのものは全部承認したといつてゐるから、需要量の測定を誤つた責任が、官民いづれの側にあるか、こゝでは斷定することを避けておこう。

力なき購入許可證

第二に指摘せねばならないのは發送電が悪天候季にはいるまで、許可された三百二十萬屯の賣買契約を結ぶことが出來なかつたといふ點である。大體石炭販賣制限規則は、すべての石炭生産者および販賣業者（小賣を除く）が、政府の許可なくして石炭の販賣をなすことを禁じてゐる。それと同時に、消費者の方も、年一萬屯以上の需要者は商工大臣の許可を得なければ一切石炭を購入出来ないことになつてゐる。しかも、この販賣許量と購入許可量および供給先と買入れ先とは、商工當局において見合ふやうに査定する仕組みになつてゐるのであるから、ガソリンなどとは違つて購入許可證をもつた需要者が、賣手を發見出来ぬといふことは起り得ないはずである。

しかるに、販賣制限實行後一、二ヶ月になつても、發送

電はなかなか賣手を摑まへることが出来ず、漸く十二月に入り、商工省の斡旋で辛うじて許可量だけの買付契約が出來たのであつた。しかして、かういふ一見不可解な事態を現出させた原因は、統制の實施に對する商工當局の準備の粗漏にあつた。

配給計畫者に盲判

すなはち、販賣制限規則は消費者に對し、あらかじめ次期の購入許可申請書を提出すべきことを命じてゐるが、昨年下期は法律の公布が八月になつた關係上、申請の締切りは八月末で、實施までに僅か一ヶ月間しかなかつた。しかもはじめての統制のことゝて、この需要の査定に手間取りが出来た。本來ならば、この査定數字を、更に生産および販賣業者より提出させた綜合配給計畫書とつき合せて、何處には誰がいくら供給するといふことを決定せねばならぬ。ところが、十月一日の實施期を二、三日後に控へては到底その餘裕はなかつた。そこで商工當局はやむを得ず、業者の提出した配給計畫書に手を加へることなく、これに

直判を押したのである。

販賣、購入許可離隔

かくして、販賣許可と購入許可との間に食ひ違ひを生じ販賣指圖書はあつても相手方の買手の方で切符がなかつたり、購入許可はあつても、これに對應する販賣許可がないといつた不都合な状態に陥つた。しかし、同じ不都合でも賣手には大した苦痛はない。何故ならば、販賣許可は業者に賣る責任を持たせるものではなく、一方行き先のない石炭が出来た場合には、許可を必要としない月二百五十屯以下の需要者にはかせさへすればよいのである。事實このため中小需要者の手には、商工省の豫期した以上に豊富に石炭が行き渡つたのである。しかるに購買者は、空切符を抱いてウロ／＼せねばならなかつたのである。そしてこの食ひ違ひによつて、最も甚だしい打撃を被つた購買者が問題の發送電だつたのである。

販賣制限に抜穴

第二にあげねばならぬのは、法律の缺陷のために、發送電が契約した分量だけの石炭すら、實際には入手出来な

對しては、當然にその責任の一半を負擔しなければならないのである。(福日)

石炭價格政策の破綻

官僚統制の弱點暴露

石炭の配給統制において失敗した商工當局は、その價格政策においても、また掩ふべからざる破綻を示した。しかしして、この價格政策の破綻が陰に陽に發送電の石炭手當を妨害した原因の一つとなつてゐるのである。

價格統制にも失敗

商工省は一昨年九月標準炭價の一割引下げを斷行した。これは、石炭が基礎的原材料であるとともに一般家庭生活とも極めて密接なる關係にあるため、一般物價の抑制引下げを計らうとすれば、まづもつて炭價の引下げを實現せしめねばならないからであつて、物價政策の理論からいへば決して誤りではなかつた。だが、この炭價の引下げは、各

種の事情に阻まれて一般的には行はれなかつた。

すなはちわが國における石炭生産業者は、昭和石炭に属する三井、三菱、貝島などの大炭礦と五助會系の中小炭礦、さらにアウト・サイダーと呼ばれる何らの統制もない群小炭礦の三つに區別されるが、この三者の間の生産條件には相當大きい懸隔があるとともに、價格統制實施にも難易があつたため、商工省が法律をもつて炭價の引下げを命じたのは、このうち昭和石炭系とこれに準する五、六の大炭礦會社のみであつた。そして、五助會系の諸炭礦は、單に法律によらない自前の引下げといふことで、この命令から除外され、アウト・サイダーにいたつては何らの價格統制をも加へず放置せられた。

もちろん、この商工當局のやり方も、當時の状況においては、やむを得ないものであつたかも知れない、何となれば、大資本を擁して握つてゐる昭和系諸會社と、礦區そのものにおいても、金融上の便宜の上においても遙かに劣つてゐるその他の中小炭礦とでは、生産コストに開きがあるのは當然であり、もし石炭の品質を標準とした價格が適用

かつたといふことである。即ち、販賣制限規則では、生産者が一鉛柄につき月一百五十屯(年三千屯)未満の販賣契約をする場合には全く自由である。これが實際的には大きな拔穴となつてゐるのであつて、石炭の鉛柄といつても切込炭、粉炭、微粉炭、塊炭、中塊炭等多くの區別があるので、年産五萬屯程度の炭礦ならば殆んど束縛をうけないで済む。しかも、なほ悪いことは、一種のブローカーの集りである乙號の統制團體が販賣指圖書の發行權を得てゐることであり、このため賣買契約は一層不確定となる。發送電は、以上の缺陷からも大きい被害を受けたのであつて、發送電が若松合同との契約不履行に困り、合同石炭はまた中小炭礦よりの送炭不圓滑に弱つてゐるのは、全くこれに原因する。

以上の如く、發送電が窮境に陥つた根本原因是、配給統制の缺陷に胚胎してゐるのであり、發送電の怠慢と間の抜けた非常措置が、この缺陷による悪影響をいはゞ一〇〇パーセント一身に引き受けしめる結果になつたものと断言せざるを得ない。したがつて、商工當局もまた、電力供給に

されことになれば、中小炭礦は一齊に採算割れに陥り、ひいでは如何なる不穏情勢を引起すか分らなかつたからである。

しかしながら、この命令の結果いはゆる二重價格を生み全く同一品種の石炭が、生産によつて異なる價格をもつて賣買されるに至つたことは、その後の石炭對策の禍根をなすものであつた。この禍根の一つとしてあげられるのは、條件の悪い中小炭礦が無統制に助成されて、増産上少からざる障礙となつたことである。すなはち、昭和石炭系の炭礦は、炭價が釘付けにされた結果、その後遠慮會釋もなく昂騰を續けるコストの増加により、漸次採算が悪化を辿つたに對し、それ以外の中小炭礦においては、その石炭價格の上にはほとんど法的の束縛をうけなかつたため、コストの増加に應じ値上げして行くことが可能でありその結果として、増産については優良炭礦ほど不利な立場に置かれることになつた。その一例は、労働者の獲得競争である。

炭礦夫の爭奪戦

事情にあるのであつて、闇取引で資材を高く買つても、これを炭礦でカバーシュする中小炭礦が常に優勢を示してゐるのはいふまでもない。しかして、以上のやうに、昭和系よりも互助會系、互助會系よりアウト・サイダーといふ工合に、設備その他において劣る炭礦ほど増産の機會に恵まれることは、國家經濟の見地よりみれば労力と資材の効率を低下せしめてゐることに外ならぬ。ある所の調査によると筑豊の一流炭礦における全礦夫平均の一ヶ月出炭量が大體二十屯であるに對し、小の部に屬する炭礦のそれは十屯見當を示してゐることである。

石炭價格の混亂

二重價格によつて齎された今一つの悪影響は、石炭價格の混亂である。

二重價格といつても、互助會系が自肅値段で價格の暴騰をある程度まで抑制してゐたに對し簇生して來た無數のアウト・サイダーの方は、賣れるにまかせて價格を吊上げ、これがそれ／＼の位置において九・一八價格として公定されたため、實際上は三重價格となつてゐる現在

いふまでもなく、炭礦會社が増産上最も苦心を拂つてゐるものは、礦夫の獲得であるが、炭價引下げ以来、一流炭礦は労働者の増加どころか、高賃金をもつてする中小炭礦よりの引抜きに對し、いかにしてこれを維持するかといふことを直に炭價に轉嫁し得る中小炭礦に比し、その餘裕を持たぬ大炭礦が守勢に立つてゐるからであつて、現に筑豊炭田における一流炭礦の労働賃金が、既に日給四圓乃至四圓五十錢程度に暴騰してゐるに拘らず、アウト・サイダー方面には日給十圓に達するものも珍しくないため、一流會社では今なほ住宅設備の改良や福利施設の擴張をもつて、引止めに大童になつてゐる有様であつて、賃金停止後は、會社の配給所で米、炭、地下足袋などの必需品を原價以下で供給する所が多くなつてゐる。労働者の爭奪に對しては、昨年四月から雇傭制限が實施されたが、一ヶ月間に炭礦から炭礦へと移動する礦夫の數が、約一萬八千人に達する筑豊炭田などにおいては、實際上は殆ど無効に等しい。増産上、一流炭礦が不利なのは、原料、資料の獲得に於ても同様の

のとほり相場では、昭和系に對して五助會系の炭價は五圓上げ、アウト・サイダーはさらに五圓あげといつた見當であるが、礦區の複雜に入り組んだ筑豊炭田を歩いて見ると、ある一流炭礦でトン十三圓程度の價格がついてゐる石炭と殆ど同一のものが、直ぐその隣りの炭礦で二十六、七圓もしてゐるやうな例を時々發見する。

かくのごとく、同一品位の石炭に、二重、三重の公定價格が附せられてゐることは、それでなくとも、錯雜せる銘柄のために困難を極めてゐる價格取締りを、一層困難にしてゐるのであつて、所詮素人に近い經濟警察の手に負へるものではない。特に、品質低下による公定價格違反については、取締が絶対不可能といつてよく、石つころに等しい石炭を、當然のやうな顔をして賣りつける惡質商人の跳梁振りは、全く言語同斷といふほかはないが、これに對する檢察當局の態度をみると、匙を投げるどころの騒ぎではない。彼ら自身が九・一八停止令を恨んでゐる有様である。

発送電への影響

以上の如く、石炭に對する價格政策の誤謬は、その增産

と價格統制のうへに救あべからざる混亂を齎したが、では發送電はこのためにいかなる影響をうけたであらうか。

發送電は、今でもお役所式だとよく非難されてゐるのであるが昨年四月業務を開始して以後、十月ごろまでは特にこれが甚しかつた。その結果、石炭手當に對しても、一般民間事業會社のやうなすばしこさと熱意がなく、國策會社である以上、最小限度に必要な石炭は、政府がなんとかしてくれるはずだ、といふやうな安心から、値段の吊上つた石炭に對しては、手出しすることを諱つてゐた。不幸なことは、價格の低い方の昭和系では、全需要量の三割五分程度しか供給してくれず、大部分はこの値段の暴騰した方面からは買はねばならなかつたのだからこれが手當を遅らせる原因となつたのである。しかも、

取引の條件は非常識に厳格であり、石炭の奪合ひの時に、カロリーが低いとか、水分が多いとか、一寸でも品が落ちるとすぐ値引させるし、代金も、すでに世間では大部分前金拂となつてゐるに拘らず、現物と引換へにやつと八割だけを手渡すといった風なやり方をしてゐたの

だから、契約じたものが順調に納入されねのは、むしろ當然であつた。かくして、十一月ごろになり、闇取引はやらぬなどと高くとまつてゐることが出来なくなつて慌てゝ買漁りを始めた時は、既に品質の悪化が甚だしく、二倍の量を買はねば同一カロリーが出ぬ状態に陥つてゐたのである。

標準炭價の一割引下げにはじまつた炭價政策はそのスタートにおいては、必ずしも誤りではなかつた。しかしそれは、コスト昂騰抑止や配給機構の革新、規格賣炭の實施などの措置によつて、至急に補強されねばならなかつたのである。事務當局の怠慢か、内閣の無力か、ともかくもこれを實現せしめ得なかつたために、こゝでも官僚統制の弱點を遺憾なく暴露してしまつたのである。(福日)



口、近　海

緊急輸送を必要とする發送電用炭の優先輸送を始め、礦石、セメント、雜貨の荷動きは大量の船腹を消化し、各港灣の荷役能力の低下は船腹の不足を益々増大して居る

ハ、石　炭

發送電用炭の優先積取に多量の船腹が消化され、之が配船に苦慮してゐる。北海道炭十六萬屯の船腹手當も辛うじて完了した。今後の石炭増産計畫に基く出炭増加に對する輸送には支障を來さる機萬全の策が要望されてゐる。

—(39)—



一、汽船運賃

イ、遠　洋

歐洲戰亂の長期化、擴大化により船腹需要は益々旺盛となり各航路共に昂騰し甚だしきは戦前の七倍に迄及んで居る。

本邦への重要物資の輸入も定期船に依るの外なく配船は戦前に比し三十萬屯の増加なれど大量の物資は外國船の手當により辛うじて積取りを行つてゐる状態で現在の船腹不足より視れば最早遠洋への配船は期待出來ぬ處である。

仕向地	今月中旬	前月中旬
京　　崎	四・八〇	五・五〇
伊　　勢　　灣	四・三〇	四・三〇
大阪川入	三・一〇	三・一〇
敦　　賀	一	四・八〇
仁　　川	一	一

二、帆船運賃

帆船運賃は二、三月積若松——大阪四圓〇五錢と決定した。關西方面電力創鐘の折柄、値上により航海も活潑となり、輸送力の増大が期待されてゐる。

造船に要する物的及び人的資材の不足は新造は勿論修理に多大の費用と時日を要し業者はその対策を考究してゐる。

二月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合	(單位壹廻二付)				
仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山			和歌山		
由良	四呂	四、八	和歌山	四、六	四、三
阪府					
井	四、五	四、三	吉見	四、五	四、三
樽					

二、一港ニテモ二ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ
準ズルモノトス

愛媛縣	香川縣	小松島
川江ノ	豆島	四、〇
新居濱	林田	三、八
今治	龜	三、七
三、九	三、毛	三、七
三、五	三、毛	三、六
三、五	三、尺	三、五
三、九	三、尺	三、四
二、七	坂	三、七
二、七	多度	三、七
菊間	津	三、八
西條	松出	三、八
王生川	高坂	三、七
三、九	松	三、七
三、五	出	三、八
三、五	高	三、七
二、七	坂	三、七
二、八	多度	三、七
菊間	津	三、八
西條	松出	三、七
王生川	高坂	三、七
三、九	松	三、七
三、五	出	三、八
三、五	高	三、七
二、七	坂	三、七
二、八	多度	三、七
二、七	津	三、八

彙報

一億圓を計上

（大毎） にてはこれが成案を得次第適當なる機會に議會において詳細説明する模様である

二書館附錄

石炭の増産獎勵金

政府の財政問題に於ける
の供給 資材の圓滑なる配給ならばに獎勵
金および補助金の三方面より行はれるもの
で、獎勵金ならばに補助金の經費について
は當初の案なる
獎勵金としてトン當り五圓、合計二千五
百万圓、補助金として新坑道一メートル
當り掘鑿および施設費の二分一乃至三分
一の補助金約六百万圓、總額三千余万圓
の經費支出

を擴充強化し、さらに一層増産の實現を計るため獎勵金ならびに補助金總額一億圓を支出する方針のもとに増産對策を考究することになつたものである、しかし政府の意圖する増産計畫は昭和十五年度より行ひ石炭獎勵金ならびに補助金制度の實施▲勞力の確保ならびに物動計畫に基づく資材の最優先的かつ百分の供給▲全國石炭一手販賣會社の設立によるブル半準價格制を採用し場合によつては同社の損失か補償する

なほ石炭増産獎勵金はインフレ深刻化の情勢に鑑み國債など通貨の膨脹を懲止するため獎勵金ならびに補助金總額一億圓を支出する方針のもとに増産對策を考究することになつたものである、しかし政府の意圖する増産計畫は昭和十五年度より行ひ石炭獎勵金ならびに補助金制度の實施▲勞力の確保ならびに物動計畫に基づく資材の最優先的かつ百分の供給▲全國石炭一手販賣會社の設立によるブル半準價格制を採用し場合によつては同社の損失か補償する

政府、石炭確保に躍起
電力制限は十日より調整令發令とともに關東平均三割、最高四割、關西平均三割五分最高四割五分の法的制限を實施し、その間所定の貯炭に努め二十日より關東、關西を通じて二割制限に緩和する旨政府當局が聲明し各省が協力して所要炭確保に努めてゐるが、これがためには二月分所要炭七十五万トン絶對確保が必須の條件である。しかるに現在の石炭手當状況を見ると北海道炭の確保に對する不安および秦皇島の凍結による輸送難などもあつて豫期の效果を期待することは甚だ困難で、目下確實視されるのは六十万トン程度ではないかとの見方もあり、政府聲明の二十日よりの二割への制限緩和は疑問視されてゐる。

石炭需給調整
當局に善處

松尾代議士歸福談

よつて是非とも制限緩和に邁進する意氣込みであるが制限緩和をめぐり今後の石炭手當状況と石炭徵用令との關係は微妙な推移を見せるものと見られる(大毎)

を求め各坑共平均一割宛増産して、二月各五万噸の追加發送を申合せたものである。
尙同會系炭坑中には經營狀態不振のため負擔困難感を感じてゐるものもあるがこれには互助會から補償金を與へて援助することも考慮されてなり又石炭輸送難問題は門鐵日發出張所等と協議して至急具體的方法を講ずるはすで、互助會の犠牲的措置は電力不足緩和に大いに役立つものとして關係方面の賞讃を買つてゐる（九日）。

若松川造辦司
四省駐在員事務所開設

即ち同會に日發へ對して從來月四万噸の
契約だったが政府から三月までに十万噸
を供出して貰ひたいとの交渉があつたの
で去る二十二日東京龍名館に於て緊急重
役會を開き協議の結果政府の指定値では
到底引合はねが時局柄損益を度外して協
力することになり昨二十四日同會若松本
社に於て關係炭坑株主百四十餘名の參集

山王ホーテルに宇都 常磐 北海道新雪谷
合と聯合大會を開き政府へ對して次の要望
を行つた、即ち第一には鐵、カーバイト、
地下足袋等の必要資材を確實に配給するこ
と、第二に礦業法中雇用關係労役關係規則
並に健康保險法を改訂して労働力の充足な
はかるこそ第三に重要礦物増産法に基く礦
區整理を行ふこそ、昨年六月互助會が申請
した二十一件を解決すれば第一年度に九十
六万トン第二年度に百六十万トンの増産が

出来る、第四に生産費が三割近くも昂騰してゐるから公定炭價をトン當り最低五圓引上げること、その他配給統制の是正が必要である、これらはか資金及び輸送力の圓滑については當局に善處方を一任しておいた九日。

一億七千萬圓

満炭資金決る

滿炭では日滿兩國の石炭需給の現状に對する七年度新事業計畫につき先般來審議を重ねてゐたが、この程これが成案を得るに至つた、新計畫は同社開發重點の北滿移行および五ヶ年計畫による増產計畫が明年において最高潮に達することなどの原因に物價高も加つて所要資金は六年度継越事業費の二千万圓を加へて總計一億九千万圓に達してゐる、新所要資金一億七千万圓の調達には近く豫定される増資一億圓の拂込み社債三千萬圓及び借入金によることとなつてゐる。

當初の計畫による社債發行額は五、六千萬圓と豫定されてゐたが諸種の事情の爲つたことを好んでゐる。

元來電力調整令を發動した以上氣の原料ある石炭確保のため石炭徵用令の發布はある。當然のこと、發送電關西給電區の石炭入手難も一應峯を越し八日には二萬五、六トンの貯炭を有しないは漸増の豫定といふものの十日以後調整令による電力制限下にあつた日々三、四千トンづつの貯炭増をなしたに過ぎぬ計畫で、二十日にいたつても五、六萬トン程度の貯炭をもつに過ぎず、二割への緩和には十萬トンの貯炭を必要とするので、發送電當局では石炭手當に焦慮しつゝあつたが若松その他の石炭山も大部分契約品で發送電の割込み餘地がなかつたやうである。

從つて徵用令發動はまづ山元乃至積出港の

三千萬圓に縮小を餘儀なくされたため資金繰はかなり窮屈を免かれの狀態にあるのでこれ等の點につき日本内地シ團を折衝のため永井常務理事東上した(大毎)滑については當局に善處方を一任しておいた九日。

増炭恒久對策に

條件付の値上げ論

石炭增產政策についてはすでに應急對策としては一應の措置が講ぜられ、恒久的對策を急いでゐるが、一方政府の一部に次のごとき案が有力に提唱されてゐるしかしこの案の狙ひ所は増產部分の一一定割合のものについては値上げを容認するが、この値上げについては値上げを容認するが、この値上げを認めるとかしてこの石炭を原料とした商品の價格の引上げは認めないのみでなく、引下げを條件とするこによつて低物價政策との調和をはかるこ、ならびに石炭不足のため生じてゐる生産設備の遊休部分を活用する點にある、現在石炭不足の原因は採算難、資材ならびに労力不足の三點であるが、採算難はこの案によつて相當程度調整されるものである。案によつては資本の放率を遙かに昂めることが出来る(大朝)

石炭徵用令の發動と

關西產業界

石炭不足のため高率の電力制限に悩みつ

ものである

試推點は海岸から十キロの沖合にある有明灣の中心で潮流の關係で海底から高さ約三十米の砂堆積せる水深二十五尺の淺瀬に三十五尺の高さの機橋を作成しこの上にロータリーライブを設け百二十馬力ディゼル二臺を配置する計畫である、此經費は機橋費約十萬圓、動力、機械其他五十萬圓合計六十萬圓の巨費で世界に類例のない大仕掛けの海上試推である、而して試推技術で最も難關をさる點は三十米に達する砂堆積層の掘進にあり、之は石油鑿井におけるザリ層掘と同様困難なものでこれに關し日本石油の技術を導入して砂堆積層を突破すべく日石礦業課酒井忠策氏の指導で開鑿することになつてゐる(大毎)

貯炭輸送計畫の不統一を露呈

日本發送電は大巾電力制限による電力調整令の實施を十日に控へかつ廿日以降制限率を二割程度に緩和のうへ本格的な調整令施行を授下し大規模試推を行ふことになつた

内容は次の如し
需產業の三者に限定する

一、まだこの石炭を使用した時はこれによつて生産された商品の値段を多少なりとも引下げることを條件とする
一、現在石炭不足のため人絹、スフ、陶磁器などの生産業者は高率の遊休設備を擁してあるので價格の相當引上げられた石炭を使用するも設備を遊休せしめるよりは資本の放率を遙かに昂めることが出来る(大朝)

行に移るべく所要火力石炭の獲得に全力を注いでゐるが關西における貯炭は七日現在二万數千トンの僅少量であり、また六日尼崎入港の二万五千トンは解および荷役の不足から九日まで陸揚げ不可能とされる結果として制限を緩和し得るか頗る疑問視されてゐる、よつて商工、遞信はじめ關係各當局は連日發送電向石炭の迅速納入につき協議するさまに遞信當局は内地、外地を通じ輸送依頼あり次第強制配船の非常措置を斷行して石炭輸送に遺憾なきやう万全の手配をしてゐるに拘らず北九州、北海道の埠頭および山元の貯炭は殆ど全部賣約すみのものに屬してゐる關係から遞信當局の配船命令にして變更を余儀なくされるもの相當あり配船計畫の混亂はもちろん發送電の石炭手當にも少からぬ違算を生ずるものとして憂慮されてゐる。

二月中發送電に納入さるべき北九州炭約十一万トン分はすでに配給命令を完了し荒天でなければ順調に輸送の見込みであるが、これに反し北海道炭については商工省より小樽港より日々五千トン、室蘭港より同二千五百トンの積出の方を依頼

されたため即刻遞信省、船舶業者間の交渉により緊急強制配船の處置がさられ、拘らす貯炭調査の結果大部分は輸送先も決定して荷主の承諾なれば發送電に不足なじ得の事態明白となり小樽の分を今後毎日三千五百トン余削減の依頼に重ねて接するなどの計畫不統一を暴露してゐる。

これがため遞信當局はその都度配給方針の變更と強制命令の取消しに迫られ他方多大の犠牲を甘受して船繰りを行ふ輸送業者の不満も高められてなり貯炭輸送には一段の用意周到さを必要とされてゐる(大毎)

石炭恒久對策

石炭不足は現下のもつさも深刻な問題として商工省を中心に官民相協力しつつその應急對策の一方案が考案され、しかし政府においても連日閣議を開き藤原商相を中心とした具體的方策に論議を進めてゐるが最近政府の一部に大要左の如き一案が考案されても民間業者にもその當否如何の研究が委ねられてゐるのはこの際すこぶる注目に値す

る建前から石炭價格の一般的引上げを抑止し、ただ特例として増産分の全部または一部につき高價格を認めてゐるがしかも注目すべきは高價格により仕入れた石炭を原料とする製品價格を積極的に引き下げる点にある(日刊工)

貨車を生かせ

石炭輸送問題には

思ひ切つた對策を

「九州の石炭問題が人を金を物ですむことなら鐵道省はいくらでも出すよ」と輸送陣の壯んな社を語つた鐵道省の柏原配車課長は北九州の石炭問題實地視察のため八日午前九時下関着で來門、直に門鐵局で繁澤運輸部長以下不眠不休で石炭輸送陣に活躍する關係者からつぶさに石炭問題の鶴次ざる實情の説明をうけ午後一時半から門鐵集會場で配車課關係者に對し戰時下鐵道マンの職務に關する時局訓示を行つた、九日戸畠若松兩驛を實地視察し十日若松驛集會場で船舶、石炭業者、日發、鎌山監督局の各關係者に懇談會を開催、問題の解決策をつか

んだうへ歸京するが門鐵局で同課長は次の通り語つた。

現地の事情を見たり聞いたうへ石炭問題の解決策を樹立すべくやつて来た、このほど北海道にも出張したが北海道では山元、港灣貯炭を一掃する對策を樹立しすでに實行に移つてある、北九州では北海道とは事情も違ふが山元貯炭、港灣貯炭を一掃する根本方針には變りはないが問題が相當錯綜してゐるので思ひ切つて對策を樹立する覺悟だ、その準備なり對策

なりに人か金か物が足りないならしくなり出さよ、しかし貨車がない、貨車が足りないと言ふと叫ばれてゐるが貨車の運用率が低下してゐるのはをかしいではないか、百の力がある輸送力を百廿%も働かしてなほ貨車が足らんといふのなら話はわかるが現在は百の能力が八十五%せんそ努力してゐるにもかかはらずこれを阻むものがある、貨車が足りないのでないか、鐵道が悪いのではない、ここに

はこの百の能力を百廿にも發揮

る關係者からつぶさに石炭問題の鶴次ざる

實情の説明をうけ午後一時半から門鐵集會

は北九州の石炭問題實地視察のため八日午

前九時下關着で來門、直に門鐵局で繁澤運

輸部長以下不眠不休で石炭輸送陣に活躍す

る關係者からつぶさに石炭問題の鶴次ざる

實情の説明をうけ午後一時半から門鐵集會

は北九州の石炭問題實地視察のため八日午

前九時下關着で來門、直に門鐵局で繁澤運

輸部長以下不眠不休で石炭輸送陣に活躍す

る關係者からつぶさに石炭問題の鶴次ざる

實情の説明をうけ午後一時半から門鐵集會

は北九州の石炭問題實地視察のため八日午

前九時下關着で來門、直に門鐵局で繁澤運

スフ入り石炭

惡質業者を取締る

筑豊炭田の不良炭混合事件の表面化に伴ひ

炭田には堂々と混炭用専門の不良炭を採用

してゐる慣行のある事實が判明したがこれ

らの炭坑が出す石炭は普通の石炭カロリー

が六千カロリーあるに對し半分の三千カロ

リに過ぎない貧弱なものであるがしかし

ある程度まで燃えるので取締當局としても

これは石炭ではないではないかといつて出

炭を阻止することが出來ずみすみす混炭用

のものとは知りながら看過の已むべき狀態であつたが福岡鎌山監督局直方支所では正

しい増産を行ふため今後はこれら悪質炭坑
經營者を断乎取締り石炭供給でさなきだに
憂鬱さなつてゐる石炭問題の明確化を計る
方針である

大物を剥抉

飯塚署の活動

飯塚署では直方の不正石炭業者の摘發に呼應して八日から私服を八方に潛行させ内偵を始めた、時局を食ひものにする彼ら悪徳業者の中でもアウトサイダーの大手筋級にはグラッシャーで硬炭粉を作りこれを石炭に混入したり、殆ど土砂と見違へるやうな硬石を混ぜたのが現在驛頭貯炭のなかにも多量に公然と見受けられるといふ不正の徹底ぶりに當局を驚かしてゐるが同署では小不正業者はその被害程度も知れてゐるのでこの際石炭の供給難を奇貨として需要者の泣き騒入りに增長し詐欺同様の行為で暴利を食り甚大な被害におよぶ大物に對し容赦なくメスを揮つて彼らの不正を剥抉するこになつた。

くまで若松獨自の方針で進み貨車積み石炭の怪をあばくものと見られる

狸掘りの

巢窟一掃

石炭景氣の裏街道を行く直方地方の石炭盜掘は昨年秋の直方署ならびに福岡礦山監督局直方支所の鐵槌で一時鳴をひそめてゐたが最近またぞろ盜掘をはじめ前の關係者や新しい人物が性應りなく狸掘りで荒し廻り件を押收した(大毎)

カーバイド闇取引

今度は山口縣

カーバイド闇取引は關門を中心先般來大量檢舉を見たが今回入發覺目下下關署に於て取調中である

右は下關市竹崎町日進商店(奈須義治)が

朝鮮、清津、朝鮮水產化學工業會社常務永

縣の處斷如何

水野縣經濟保安課長

各地の實情を視察す

若松兩署も

獨自の方針で

筑豊炭田仕向の不良炭問題で八日午後直方署に來た水野縣經濟保安課長、久岡警部ら一行五名は同署で野上署長から事件の實情を聽取實地視察を行つたが不良炭混入事件は全筑豊炭田一圓にわたつて行はれてゐる事實が判明したのでさらに炭田關係の飯塚後藤寺兩署についてもその管内の事情を調査して眞相を糾明することになり同夜は直方に一泊、九日飯塚、後藤寺、折尾を視察するこことなつたが縣の本事件に對する處斷方法は水野課長が歸屬小泉警察部長に報告した後に決定するものと見られる、なほ福岡檢事局の竹内檢事も九日來直する

後藤寺署は石炭の出廻り不圓滑に乗じて硬石混入の石炭によつて暴利をもさばる不正な事件は相當擴大するものと見られてゐる(九日)

炭質不良に

札鐵局惱む

山元貯炭增大

福岡礦山監督局

對策樹立に腐心

札幌鐵道局では聖戰下前年來輸送陣の強化を割し客貨車に對し五千餘キロの走行キロ程を増加し本道の躍進產業界に對應し來つたが、最近炭質不良から機關車用石炭が既に本年度分に對し約一萬噸も喰ひ込んだといふ憂慮すべき結果を生じたので鐵道省を通じ企畫院、商工省等に向つて増配を要求してゐるがまだ查明がすに推移してゐるが、いよ／＼増配不可能の場合は止むを得ず最後の手段として貨物、旅客の一部列車の運轉休止もしかねまじき情勢にあり、假に札鐵管内で一萬噸の不足石炭が補充するすれば消費一日一千五百トンとして一週

石炭確保に邁進

三主要積出港に事務所設立

力士バイト闇取引は關門を中心先般來大量檢舉を見たが今回入發覺目下下關署に於て取調中である

右は下關市竹崎町日進商店(奈須義治)が

朝鮮、清津、朝鮮水產化學工業會社常務永

石炭業者の暗躍に斷乎取締りのメスを入れ月余にわたる内偵の結果違反の確證を握つたので關係者を召喚嚴重取調べを進めてゐるが取調への進展とともに關係者は相當廣範圍におよぶものと見られてゐる

會は六日午後一時から商工省で開催、内務

商工、遞信、鐵道の各次官、北海道長官、

福岡県知事ら出席、小樽、室蘭、若松三港

に石炭輸送事務所を設置して、内務、遞信

、商工、鐵道各省よりそれゝ係官を派遣

石炭の船積、配車、労力調達など一切の責

に當ることに決定した。

而して今月中における關東、中部ならび

に關西地方の發電所用炭は四十五萬トン

乃至五十萬トンであるが、月初より四日

までの實績ならばに十五日までの確定せ

る船積日取によれば約二十六萬トンの供

給可能は見透しかかるに至つたのでこの

調子で進めば今月中の所要炭は確保を得

るを見られ石炭配給問題も漸く曙光を見

出すに至つた。

一方石炭徵用令について引續き研究を進

め十日以後の狀況によつては實施される豫

定であるが、當局では右の如く石炭供給が

圓滑なれば發動の必要は消滅するものと見

てゐる。

なほ新設される石炭輸送事務所には商工

省から鈴木燃料局調整課長が小樽室蘭

へ、榎本福岡礦山監督局總務部長が若松

へそれゞ派遣される筈である(福日)

が、理窟炭礦では本年度(康德七年)二十

五六、六萬トンを大量供給すべく増産に拍車

してゐる(日刊工)

二月は九割増送

石炭飢餓から未會有の節電を實施してゐる。

日本に對し石炭の増送をなすべく滿炭、滿

鐵撫順炭礦、日滿商事など連日協議を重ねてゐるが二月は一月に比し九割方増送する方針を決した。

これがため國內の消費節約に大童になつてゐりまづ緊急對策として發電用炭にメスを加へ新京、大連、安東などの火力發

電所への供給を約二割方制限する一方新

京では五日からアレヴァーダー、オカン

サイン、街燈などで約一割五分の節電を

實施した(大毎)

日本發送電では所要炭確保のため理窟炭礦

(滿炭、東滿產業共同出資)と特約されるは

かさらに朝陽炭田への出資を計畫中である

理窟炭を日發へ

本年廿五、六萬噸

日本發送電では所要炭確保のため理窟炭礦

(滿炭、東滿產業共同出資)と特約されるは

かさらに朝陽炭田への出資を計畫中である

日發用炭輸送に 統制委員會大童

日發石炭輸送について海運統制委員會では北支炭一月分八萬トンの積取りを自由引受

の形で二月はじめ輸送を完了したので、さら

に二月分として台灣炭六萬トン、北支炭

(秦皇島)六萬トンはこれまで自由引受の形

式で台灣炭は三井(三隻)商船(一隻)の配船

ですでに一萬五千トン程度の積取りをなし

らに二月分として台灣炭六萬トン、北支炭

(秦皇島)六萬トンはこれまで自由引受の形

式で台灣炭は三井(三隻)商船(一隻)の配船

若松驛配線の改良

着工の諸準備成る

關西電力飢餓のピンチ・ヒツターピルにて注

目される筑豊炭の搬出は門鐵局全貨車能力

を動員して大童の搬送陣を張つてゐるが、

山元から若松、戸畠港の輸送能力に對し船

舶の輸送力が伴はないこどなが原因して

こどなつた、右のうち秦皇島は日鐵に

供給してその代炭と交換するはすであるが、

以上三十二萬トンのほか若松より二月分積

取り豫定三十八萬七千トンうち配給手當を

了したもの二十一萬トンを合算するさだ體六

り、石炭輸出基點たる若松の面目を完全に
一新せんとするもので

現在着々工事を進めてゐる同港棧橋改貿
工事の完成と相まって若松港の石炭搬出
能力は一躍擴充され、現在のやうな山元
に石炭はあつても貨車がないなどの悩み
が若松驛および港の充實による貨車運轉
の合理化により解消されるわけで石炭增
産計畫に即應じた大改良工事をして期待
されてゐる(福日)

北海道炭礦に

滯貨三十萬トン

北海道内の各家庭では石炭の主産地であり
ながら燃料炭の不配給で大小種々の悲劇が
発生してゐるが、一方内地の大都市では石
炭不足による電力の配給は極度に制限され
遂に電力調整令の強権が發動され各種の產
業運営は非常に憂慮すべき状態を現出して
ゐるが、この状態を逆に北海道内各炭礦の
貯炭場には今は三十萬トンの石炭が貯貨
し今後なほこれ等滞炭を輸送できない時は
採炭を一時中止するのほかないといふ一大

貨に對しても漸次その減少を目ざして進む
ことになり、從つて札鐵局の輸送能力は現
在石炭輸送第一主義に置かれ從來より一そ
うにこれが強化の方針をとることになつた
この結果は他の民需不急貨物に對しては現
在より輸送抑制が行はれる模様で、總動員
法第八條にもとづき来る二十五日から實施
される陸連統制令によりこの方面も強化さ
れることになつた(大朝)

不正石炭商に 斷乎大鐵柵!

若松署掃蕩に乗出す

若松陸、水署では最近市内の石炭商が石炭
不足につけ込んで石炭の中に土塊を詰め込
んだり粗悪のボタを混入したりして著しく
暴利を博してゐるとの縣の指令に基きいよ
く今日中に調査を開始することになつた
が相當の嵐を豫想されてゐる(九日)

石炭問題、目撃つく

廿日以後は制限緩和だ

小松大遞局長の土產げなし

石炭徵用令の即時發動を政府當局に於て

事が起らうとしてある、即ち
一月三十日現在で炭礦汽船會社の夕張
幌内礦、空知礦その他で約十萬噸、三菱
大夕張、同美唄、茂尻などで七萬噸、三
井砂川、同美唄で五萬五千噸、住友各礦
で三萬噸、東邦彌生で一萬噸の滯貨を來
たしてゐるが關係官廳方面ではこれが善

後策を講ずるため過日商工省の吉田事務
官が吉田技師を帶同、電氣廳から坂野事
務官が同道して室蘭の石炭荷役關係を視
察調査し續いて夕張礦、美唄礦、砂川礦
など各山元の滯貨状況を詳細視察した
その結果去る一月札幌において別項のこと
く各關係首腦者が參集して輸送對策を練つ
たが、この現象はどこに原因があるかとい
ふに一現在北海道には道特有の大形石炭車
(三十噸積)が一千六百餘車あり、これを普
通の貨車で運炭されてゐるが、鐵道省では
道内各礦山の増炭を見越して十四年度にお
いて大形石炭車を二百輛新造の豫定であつ
たにもかゝらず本年一月になつても僅か
に十五輛の新車が配車されたのみで残りは
資材難から遂に新造不能となつたのである
現在日發の石炭不足からその補充をして道

石炭輸送第一 札鐵局で決定

日本發送電用石炭の増送に關し札幌鐵山監
督局が主催となり緊急對策を講ずるため去
る一日午後一時から札幌市日本赤十字支部

商工省燃料局吉田事務官、同吉田技師、
遞信省坂野事務官遠藤、札幌局長、加藤電
氣課長永津海事部長、札鐵局佐々木宮地
貨物課員、道内各石炭山代表者

らの參集を求めて石炭移出港頭、山元貯炭狀
況、配車、即船状況について検討を加へ、
同時に輸送および出炭促進協議したが炭
量は約三十萬噸と見られ、これに毎日平均
出炭三萬五千噸があるので札鐵局では右毎
日出炭の輸送を確保するほか三十萬噸の滯

炭の至急移出をS.O.S.求めを發してゐる
にかんがく國家の大事故であるこの問題を解
決すべく道内各山元では誠意をもつて出炭
準備を整へてゐるが、今後殘された唯一の
難關は輸送力の發揮にあり、輿論はその點
に集中され今や北海道は石炭輸送對策に重
點を置かれるに至つてゐるのである

他の大口需用者と同一と看做し四割五分の制限とする一般家庭燈の實施については難かしい規則を擧げてゐるが、「一戸一戸厳重に監視の出来るものではないのであるから

一般的の省電節電にまつより外に方法がなく、この際一段と電力不足の實情に認識をもつて現状制限通りに効果を擧げられるやう切望する

二十日以後の諸問題

題について

遞信當局の發表通り二十日以後には平均二割まで緩和するやう今後速急に石炭手配を行ひ所期の目的達成を目指してゐる譯であるが順調に進んで緩和する場合はまず運輸交通事業を二割五分に還元し大口動力需用工場も二割とする、調整令消費規正第一種の申、乙の事業は總て一割から一割五分程度の制限とする考へであるが勿論特殊工場は直に一割制限をしたい、第三種に屬する平和産業は二割五分制限になるものと思ふがその場合でも小口動力需用は依然現行制限を持續して四日に一日の晝間停電を実施する、しかし調整委員會の結果にまたなければならぬので實際の運営については充分

の注意を拂ひ地方的の特殊事情を參照して實施細目を決定することになつてゐる（大毎）

少い貨車でも

活用を工夫せよ

石炭輸送の打開策が各方面から検討されてゐる時、鐵道省側の元締柏原部車課長が八日朝下關着特急で西下、直に門鐵局に入り終日評定を行つた。同課長は山元、港灣貯炭を一掃する使命を帶びて實地調査や懇談を行ふために五日間の日程で門鐵管内をめぐり、九日は若松戸畠の荷役狀況を詳細に観察、十日繁澤運輸部長らとともに若松で石炭關係者と懇談を重ね、十一日大牟田に赴き二日歸任の途につく豫定になつてゐる。

そな間折尾の高松炭礦を訪れ採掘の現状に觸れるはすで、石炭輸送の重要性に鑑み鐵道としてやれるだけやつて断乎として貯炭を一掃すべく非常な決心でやつてきた、鐵道としては一人相撲はされぬ、いくらこつちの

この上掘れば置場なし

日本遠賀礦業所

方でいさりたつたところで相手の相がゆる人では相撲にならんぢやないですか、日本發送電にじる業者にじる無計畫な癖に貨車が足らん／＼といつてゐるが例へば百輛の貨車を百十輛にも百二十輛にも匹敵するやうに效率を高めることは考へずに却つてそれを抑へて八十輛か九十輛くらゐにしか廻らねやうなこゝにけ補つてやる、貨車が足らんなど人の禪がゆるんでゐるやうなこゝをいつて奴は考へずに却つてそれを抑へて八十輛か

努力してなほ足りないところはできるだから大いに活を入れてさくさ協力を求めたいと思ふ。

強硬の決意を語つた（大毎）

燃料灯となり電力となるまでのどこかに一ヶでも故障があれば全體が圓滑に廻らぬ：いま現にその状態である、一體どこに故障があるか？

さきころから業界の名醫アエキスパートの聲を曖らして石炭増産を叫んでゐる時これまた皮肉にも肝腎な自家の山元では餘りに増産が過ぎて石炭運搬の貨車不足に悩みてゐる。

筑豊の大山元は昨今いづれも山なむ貯

炭で掘るにも掘れず鉱太鼓入りの増産獎勵に「一體掘つた石炭はどうして呉れる」もじろしる當局を達怨みのかたちである。中でも最も便利がよくて出炭量も斷然光つてゐる日產遠賀礦業所の各炭礦が意外に一番深刻な貯炭苦に陥つてゐるといふからどう話がわからぬ

八日現在で高松第二坑のこときはすでに數萬トンの貯炭の山が出來てこの上掘つたらもう置場がないといふ有様だ、貨車の廻送がかうも不圓滑では石炭増産どころか大變な激減產だ、當局の聲明もあてにならず日發その他の救援炭發送もこのまゝでは不可能だ遠賀礦業所ではばかり悲鳴をあげてゐる

貯炭場借受け

日發から頼出

焼き出せ山元の貯炭
鐵道は港を、港は時代に灘面

日發會社では若松市北湊共同貯炭場五十四坪を借り受け一ヶ月二百五十トンの阪神向け用炭を同所から積出す計畫で若松市に頼出了（大毎）

日發救援には何を置いてもまつて山元貯炭の掃き出しに、筑豊石炭礦業會所屬炭礦の坑所貯炭だけでも二十二萬トンある、いはんや筑豊炭田では五十萬トンといはれる山元貯炭を積出港に送り出されば、すでに山元の生産を抑制せねばならぬ行詰りである。業者は聲をからしてさう叫ぶ……この山元からの掛け聲に應じて鐵道では貨車廻しにキリ／＼舞ひしてゐるが、どうも港の荷受け能率があがらぬこと、も灘面、港の船も積むのは積んだがいつでもKと圓滑に出て行くまでにまだ春の海が本格的でない時代だ。

おまけに丁度舊正月になつたので瀬戸内海荒稼ぎの慰勞はせめて陸でする／＼

家の祝／＼にあらう、現に舊正月元旦の八

かうして生産、配給、輸送につながつて實

られて行く石炭の旅道中はさても難苦行だ

い宿場の港まで正月を樂んで急ぐのだ

X X X

日若松港から帆船の船出はさみしいもの

だ、出たのはいづれ瀬戸内海のごこかよ

い宿場の港まで正月を樂んで急ぐのだ

そのうちでも若松港船積設備が相當重要な點だしこ若松驛でも頭を痛めてゐる。最近機帆船が競うて大型となつたので、作業は休まねばならぬ、この大炭積機の威力も一得一失したる騒みづからがこぼしてゐる。

その上時代には荷役を阻まれ、しかも半の荷役を洗ふやうにせり込んだ船の間に割込む子を洗ふやうにせり込んだ船の間に割込む船寄せ船積み作業は悪くするモノ

大切な船體を壊す最も危険作業であるア

ソ思ふ間に鐵の漏斗が船に食ひこむ。現

場の苦勞は机の上では分らぬ、これを克服

する海上戰士たちの血と汗が一握の粉炭に

も浸みてる。かうした一局部の状態がそ

れへ増送の實を左右する條件となるわけ

である。

八日の出港分 八日若松港を出港した日

發向石炭は汽船第三筑紫丸の千四百四十

トン、垂水丸の六百五十トン、大黒天丸七百

五十トンでそのほか機帆船積出し多少あ

つたが、舊正月の休業で帆船輸送は頗る寂

寥たるものであつた(大朝)。

若松石炭商

同組の評議員會

若松石炭商同業組合評議員會を八日午後一時同事務所で開催し

若松合同石炭會社に對し昨年來の石炭共

販案反對運動費の一部として同組合から一萬五千圓寄附を承認し、近く代議員

會に歸るほか若松港荷残炭取締方につき更に當局に依頼、徹底を期し、また神戸

北支族の對日輸出

明年度は五百萬噸

石炭の圓滑融通期し

會社自家發電を促す

北支における昭和十四年度の石炭生産高は開礦炭礦、興中公司關係炭礦、山東礦業關係炭礦の全部を合せると一千二百五十萬トンに達し、そのうち約三百萬トンが對日輸出されるこになつたが、昭和十五年度

には興中公司關係炭礦並に山東炭について前年度に比べ二三割の増産は確實と見られるにいたつた、しかし右の中幾何を對

日輸出に振り充てるべきかについては日本

の石炭供給に對應する意味からしても興亞院並に企畫院方面で目下慎重協議中であるが、北支全體から大體四百五十萬トン乃至五百萬トンの對日輸出は可能と見られ、したがつて本年度に比較し百五十萬トン乃至二百萬トンの増送が實現することになるわけだ、この場合問題となる積出港について青島、連雲港、塘沽、秦皇島などの諸港を一齊に動員し、これでなほ積出しが間に合わない場合は満洲國靈蘆島をも利用するやう開發會社方面で熱心に研究を進めてゐる(大朝)

大阪を中心とした全國十二ヶ所同業者で結成された石炭商組合聯合會に對しては積出港として特殊の機構となる若松市の同

組合の加入は研究問題とする事になつた(大毎)

石炭會議

利害得失交錯

關西の救援具體化せず

去月廿七日以來九州地方の供炭狀況視察の目的をもつて來福中の商工省燃料局原事務官を囲んで、石炭礦業互助會、昭和石炭、若松合同石炭、新豊石炭、若松港石炭荷役請負業組合、若松、戸畠海陸石炭仲仕業頭組合、十日會、鐵道省、日本發送電など山元、陸上運送、海上運送の石炭供出部門の全部を網羅して二月一日午前十時半より若松市石炭商同業組合に石炭現地會議を開催

「如何にして日發用供炭をスマートスならじむるか」を協議したが結局なんらの具體的結論を得るに至らず散會した、すなはち會議は若松港の適當な場所に日發専用の大貯炭場を作成し、船繩難、貨車繩難の

消極的解消方法を試みることおよび二月

さる石炭商組合聯合會に對しては積出港として特殊の機構となる若松市の同

組合の加入は研究問題とする事になつた(大毎)

明年日發所要炭

六百八十万トン

日本發送電は二月中の所要炭の手當につき奔走するごとに一方四月以降明年三月末に至る明年度所要石炭計畫についても先般請負業組合、若松、戸畠海陸石炭仲仕業頭組合、十日會、鐵道省、日本發送電など山元、陸上運送、海上運送の石炭供出部門の全部を網羅して二月一日午前十時半より若松市石炭商同業組合に石炭現地會議を開催

「如何にして日發用供炭をスマートスならじむるか」を協議したが結局なんらの具體的結論を得るに至らず散會した、すなはち

會議は若松港の適當な場所に日發専用の大貯炭場を作成し、船繩難、貨車繩難の

日本發送電は二月中の所要炭の手當につき奔走するごとに一方四月以降明年三月末に至る明年度所要石炭計畫についても先般請負業組合、若松、戸畠海陸石炭仲仕業頭組合、十日會、鐵道省、日本發送電など山元、陸上運送、海上運

現在大阪では石炭の不足の爲に工場の機械が動かなくならうとして居りますさうになつたら軍需品の製造も出来ず生活必需品も益々足りなくなります、諸君一身勝手な移動や缺勤をやめて次の表を見て下さい。

九州の炭礦労務者一年間完全に移動をやめて働けば石炭年百四十萬噸増産、平均して一ヶ月にあき二日よけいに働けば石炭年二百八十萬噸増産何卒諸君に於れては時局の重大なるに目覺めて御國の爲各々其の職務に精勵して下さい(福日)

奨励金は一種の闇

不爭際在追究

日發用炭卅八萬噸手當に非難

發送電用炭の緊急手當は波瀾重疊を極めた
揚句漸く三十八萬七千噸の手當が成つたが
その裏面には互助會、其他アウトサイド一
團體は所屬石炭業者に對し越當り三圓の日
本發送電向け獎勵金を交付するなど窮餘の一
策か講ぜられ、之は一種の闇相場である

百萬噸を若松港から積出す目標のもとに若松港江川尻若松築港會社埋立地およそ十萬坪を買收し、日發專用の大貯炭場並に石炭積出港の大規模な本格施設を急ぐことになつた、同時に炭場には機炭ならびに混炭設備（クラッシャーその他）ホイスト及びベルトコンベヤー等の新鋭炭積機の施設と共に、三、四千噸級汽船二、三隻横付岸壁と帆船荷役場など一切の陸上海上の積出施設を完備し各發電所の工場設備による適正炭を同時炭場で混炭、各所に向げ積出す計畫で火力發電用石炭の經濟的消費と能率的配給政策による計畫である機械的設備などのため二ヶ年位の事業計畫とされてゐる（大毎

炭徵用令の
發動愈よ不可避

臨時石炭對策委員會は三日午後一時半

内務、大和田遞信商工各次官、植村企畫院次長、長崎鐵道省運輸局長、東燃料局長官以下關係各省係官、現地關係から田中（愛知）半井（大阪）赤松（京都）坂（兵庫）四府

地當り五圓見當

卷之六

石炭増産獎勵施策の大綱

不時需要に備へ

音韻考用意

商工省では本年度石炭需給計畫の樹立を急
に計画され、四月以降、各官庫にて、

計數を取纏め中であるが今後消費規正の強化を圖ると共に供給能力一杯の窮屈なる需給計畫をあらため相当程度の豫備炭を用意することにになった、即ち石炭販賣取締規則による十月以降三月にいたる今期石炭割當

卷之三

日發專用

日本發送電では同社手間消費表つて各工事に

即ち電力調査令の實行に於ける、第一に石炭の供給の爲めに電力調査令の發動を決意し、刻下逼迫せる電力供給令の發動を決意し、刻下逼迫せる電力を石炭の燃費状態解消一切抜けに躍起の大増産をなし、諸般の準備を整へて居るが、之が應急対策とは別個に十五年度以降に於ける恒久的対策として、石炭の飛躍的大増産計畫を確立し、之が實行に凡ゆる施策を集中する事に其の根本方針を定め、從來の如き糊塗的な増産獎勵方策だけではなしに此際思ひ切つた積極的諸施策を實行に移すべく目下石炭増産に關する未曾有の大獎勵計劃(經費實に一億圓)の立案を急いで居る、即ち商工省燃料局では企畫院と密接な連絡を取り石炭増産第一主義の建前で十五年度物動計畫に於ては石炭に最大の重點を置き其の増産に要する資材は鐵鋼、銅等の戰時重要物資の生産以上に百パーセント優先配給をなす事として之を明確に物動計畫中に織込み、又其の勞力も十五年度勞務動員計劃に於て右同様の建前で優先配給をする事に方針を決定、本年度以降に於ける石炭需給の均衡確保に萬全の施策をなすべく之が具体化に邁進して居るが、石炭の飛躍的増産計画完遂の爲實行される諸方策は大体左

—(58)—

の如くである。

一、石炭生産用資材の百パーセント優先配給

二、石炭増産奨励金制度の創設実施（石炭増産分に対する賦當り五圓見當の奨励金交付）

三、新鐵開発補助金利の実施（新鐵の坑道メートル當り掘鑿及び施設費の二分の一乃至三分の一補助）

四、石炭共販會社の積極的運營（石炭ブル平準價格制によつて現在以上に引下げないが一手買は適宜に考慮する）（九日）

一、新鐵開発補助金利の実施（新鐵の坑道メートル當り掘鑿及び施設費の二分の一乃至三分の一補助）

四、石炭共販會社の積極的運營（石炭ブル平準價格制によつて現在以上に引下げないが一手買は適宜に考慮する）（九日）

石炭に愈よ徵用令

あす商工省令で公布されん

當面の電力、石炭對策として政府は銳意應急對策を講じつゝあるが、十日よりいよいよ電力調整令を實施、全國的に消費規正を行ふこととなつたので一方石炭對策については商工省を中心とする力二月中からの徵用炭量確保をばかりつゝあるが、最近の情勢にかんがみいよいよ石炭徵用令を發動し萬全な期することに決定した、石炭徵用令

成る目差して張り切り同坑從業家庭の児童八百名は「出炭報國」の四字を残らず押出しで坑口に貼り出して意氣込む出炭戰士を家庭からも大聲援する事になつてゐる（九日）

粗悪炭問題

炭質自肅の聲昂まる

電力機関を告げる關西向日炭に既報の如く若松港頭で大量の不良炭混入が曝露されたので斯くては炭都の誇りを傷つけひいては筑豊炭の聲價を失墜するものとし、關係方面をいたく刺戟し若松商工會議所は遂に九日朝藤井會頭から全市三百五十名の石炭商に左記の如き通牒を發した

昭和十五年二月八日

若松商工會議所

會頭 藤井伊藏

拜啓最近豊炭田よりの仕向石炭に不燃燒炭を多量に混入して豫定のカロリーを發せず需要地より非難の聲高より且日發の電力機関より不良炭混入が公知の事實となりて現はれ遂に司直の手により断乎鐵柵を下されんと致居候由洞に驚ろくべき事實にてか

は輸出入品等臨時措置法第二條に本づくもので十日商工省令として公布し實施期間は別にこれを定めるこゝになつてゐるが、豫定の石炭が入手できず政府が先に言明せる

二月二十日以後の電力消費制限の二割緩和

は是非とも公約の手前實行する責任を負つてゐるのでこれが確保のためその後の石炭

状況を睨み合せて漸次徵用令を實施することとなつてゐる

輸送に萬全

政府海陸に兩様の備へ

政府は石炭對策のため徵用令を發動するに決したが、これが現實に發動した場合の石炭輸送は海上輸送にあつては必要に應じ臨時船舶管理法によつて配船を命じ、なほ輸送に萬全を期し得ない時は海運統制令によつて不急物資の輸送を禁じて船腹を石炭輸送に廻すが、も業者がこれらの命令に違反する場合には管理法ならびに總動員法の罰則が科せられる、また陸上輸送は鐵道省において配車を行ふと同時に小運送業者に對しては行政的に小運送の促進をはかりまた小運送業法によつて強制表置を行ふが

二十五日に上海運輸制令が實施されること

になつてゐるのでこれが實施のつゝは命令によつて小運送の促進を命じ得るわけ、違

反する場合には小運送業法ならびに總動員法の罰則が適用される（大朝）

礦山の採炭ラッシュ

關西地方の電力機関に對する筑豊炭田の張り切り方は實に目覺ましく關西産業界に及ぼす影響を如實に目撃して忽ち「關西を救へ」の掛聲も勇ましく日本人らしく起ち上り自己を忘れて出炭報國の一途に邁進し

最近これ等産業戰士達の出勤歩合は實に七・十パーセント以上に急騰し勞資共々に非常

時克服の感激に満つてゐる

飯塚市外住友忠隈炭坑では江上副長と官下勞務主任が毎朝五時から坑口に入坑從業員を集めて關西電力の危機と石炭產業の重大關係を警らしく呼び從業員の自覺を促してゐるが二月一日からは從來の週休を廢して十日に一日の公休として七日より四日間を「出炭報國節勤週間」と定め八日の正月も尻目に全坑總皆勤の完

二十二日に上海運輸制令が實施されることになつてゐるのでこれが實施のつゝは命令によつて小運送の促進を命じ得るわけ、違反する場合には小運送業法ならびに總動員法の罰則が適用される（大朝）

週休廢止

關西地方の電力機関に對する筑豊炭田の張り切り方は實に目撃して忽ち「關西を救へ」の掛聲も勇ましく日本人らしく起ち上り自己を忘れて出炭報國の一途に邁進し

最近これ等産業戰士達の出勤歩合は實に七・十パーセント以上に急騰し勞資共々に非常

時克服の感激に満つてゐる

飯塚市外住友忠隈炭坑では江上副長と官下勞務主任が毎朝五時から坑口に入坑從業員を集めて關西電力の危機と石炭產業の重大關係を警らしく呼び從業員の自覺を促してゐるが二月一日からは從來の週休を廢して十日に一日の公休として七日より四日間を「出炭報國節勤週間」と定め八日の正月も尻目に全坑總皆勤の完

肥筑炭田

小城坑の開發進む

石炭不足から電力制限となりついで電力

調整令の發動（二月十日から齊しために石炭增産は國家的に絶對的必要問題となり政

府は一億圓にのぼる奨励金を出して急速に石炭增産を企圖するに至つたが、この石炭不足の折柄優良にして然も巨量の石炭が肥筑の炭田から新しく掘り出されるといふ朗報がある

それは佐賀縣小城町外十ヶ町村に亘る三千五百萬坪を鐵區とする小城炭礦が礦主山口慶八氏の手で開発準備進み陽春四月頃には上層三尺本層八尺の炭層から七千三百五十カロリーの優良炭が出炭される

元積出に際しても嚴重なる御監督を相願ひせられ終始正當なる賣炭に從事せられ且山口慶八氏の手で開発準備進み陽春四月頃には上層三尺本層八尺の炭層から七千三百五十カロリーの優良炭が出炭される

運びとなつた（九日）

石炭と電力をリンク

非常時鐵山電力

對策として考慮

福鐵局で近く協議會

電力調整令の發動による電力消費規正か

ら、九州地方は「應除外される旨公表され

たが、同地方電力事情も、火力施設に於ける送炭の不圓滑、炭質の低下と、他面渴水に伴ふ水力施設の效率低下と相俟つて、必ずしも今日樂觀視すべき現情でない。福岡鐵山監督局で、石炭増産計畫遂行の見地から、最悪の場合を豫想して近く同局に主要鐵山責任者並に電力關係業者を招き對處策を協議することとなつた。

日下同監督局に於て考慮されてゐるのは緊急措置として昨年十一月以降實施したる炭鐵休業日のブロック別組み合せの續行などはじめ、更に之に一步を進めてブロック別作業時間の組み合せを實行せしめることに依り、ビーグ負荷を抑制して給電の凹凸性を可及的に修正せしめる。のはかに、鐵山用電力原料炭の所要電力とのリンク制をさらしめる方法などである。

目下同管内には電力の確保を期すべく、炭山もあつて、炭價が上がれば給電料金も間率に引上けることを依つて相互疎通の圓滑化を圖つてゐる好例もあるので、石炭とのリンク制を各自體によるリンク制も實施可

能となり、その具體的方法としては一定

カルリーラの保留在石炭を「一キロワットアフア」割りの同消費量に基いて必要電力量につき計算の上適宜供出することが考

へられて居り、非常時鐵山電力対策として注目される(福日)

業俱樂部に陸軍省軍需局石本歩兵大佐、海軍省軍需局中杉機關少佐、商工省燃料局津田炭業、勝村企畫、多田監督各課長及び同局人見事務官等を招き、聯盟側より小林常務理事、勝浦主事、伊藤總務課長等出席、さきに政府内に設置された日滿支石炭協議會との聯携につき協議したる後

下請小炭坑、水洗炭業者を以て組織して居る筑豊採炭組合(飯塚市南赤坂)では大炭坑が採算上放棄せる石炭を採掘して毎月十萬噸からの出炭を行ひ當下の石炭増産に隠れたる重大役割を勤めて居るに拘らずカーバイト、ガソリン、坑木地下足袋等事業資材の配給なく事業繼續は日々困難に陥りつゝある實情に依り同組合も一事業團體と認めて資材の配給方を配慮ある様三十日付な

以て先づ福岡鐵山監督局長宛歎願書を提出したが同組合では引き續き福岡縣知事外各關係主務大臣に對しても提出する事になつた(九日)

日滿支石炭需給の ブロック単位決る

カロリーの保留在石炭を「一キロワットアフア」割りの同消費量に基いて必要電力量につき計算の上適宜供出することが考へられて居り、非常時鐵山電力対策として注目される(福日)業俱樂部に陸軍省軍需局石本歩兵大佐、海軍省軍需局中杉機關少佐、商工省燃料局津田炭業、勝村企畫、多田監督各課長及び同局人見事務官等を招き、聯盟側より小林常務理事、勝浦主事、伊藤總務課長等出席、さきに政府内に設置された日滿支石炭協議會との聯携につき協議したる後

下請小炭坑、水洗炭業者を以て組織して居る筑豊採炭組合(飯塚市南赤坂)では大炭坑が採算上放棄せる石炭を採掘して毎月十萬噸からの出炭を行ひ當下の石炭増産に隠れたる重大役割を勤めて居るに拘らずカーバイト、ガソリン、坑木地下足袋等事業資材の配給なく事業繼續は日々困難に陥りつゝある實情に依り同組合も一事業團體と認めて資材の配給方を配慮ある様三十日付な

以て先づ福岡鐵山監督局長宛歎願書を提出したが同組合では引き續き福岡縣知事外各關係主務大臣に對しても提出する事になつた(九日)

等を決定した、尙日本内地炭の増産目標、炭を更に原料用炭、發生爐用炭、一般用炭の三種に區別し、又亞炭に包含せしめること

(萬轉報)

二、石炭の種類は有煙、無煙に區別し有煙

炭を決定した、尙日本内地炭の増産目標、

査事項としてブロック単位を日本内地、

樺太、朝鮮、臺灣、滿洲(關東州を含む)

北支、蒙疆、中支、南支、南洋其他十一

地域とすること

。

福鐵聯會歌 當選者決定

福岡地方鐵業報告聯合會ではかねて鐵業

戰士の意氣鼓舞のため福鐵聯會歌を募集し

てゐたが、昨十日審査結果を發表

一等 浅上 保壽(宇都宮市中濱町)(三)

二等 德富 正孚(福岡縣伊田町)(四)

三等 江 義男(宇都宮市沖ノ山)(五)

同 三瀬子ヨ子(愛媛縣南久米村)(三)

の諸氏がそれぞれ當選した

大貯炭場と積出港

日發が二ヶ年事業で

この状態が永續すれば問題なので成行を

注目されてゐる、從つて一帶の軍需電力にはこのところ「ます安全」の朗報が

輝いたといつてよい(大朝)

皮肉や石炭が餘る

日發戸畑發電所

關西の電力供給に男をあげた九州一帯を

捨てられた路傍の炭
變じて黃金

遠賀郡下の路傍の炭が燃料資源に一役買つてゐる、すなはち炭坑の選炭場から流出してゐる汚濁水の通路一帯は微粉炭で蓄積、じさながら黒砂の濱地を思はせる觀で從來これら微粉炭は見向きもされぬなかつたところが近來の石炭不足から抜目のない連中がこれに着目、人夫數名を使つてその微粉炭を拾ひあげトラックでざんぐ北九州方面へ搬出させてゐる、郡内水巻村頃末の方面へ搬出させてゐるが人夫五、六人の勞銀、トラック代その他の経費を支拂つて一日二十餘圓の純益をあげてゐるといふ實に豪勢なものである、遠賀郡の路傍の炭といつて馬鹿にはならない(福日)

鐵道省が優先的に配車して、貨車は日發向

け石炭を筑豐から容赦なく港へ港へと運ぶ

がこれを積載したまま貨車を停滞させておくと停車料をさられるところから結局地元に何とか否應なしに押しつけられる、この結果が前記の珍現象を生んでゐるわけだ

この状態が永續すれば問題なので成行を

注目されてゐる、從つて一帶の軍需電力にはこのところ「ます安全」の朗報が

輝いたといつてよい(大朝)

コンペヤーなどの新鋭炭積機の施設とともに三、四千トン級汽船二、三隻横付岸壁と帆船荷役場など一切の陸上、海上の積出施設を完備し各發電所の工場設備による適正炭を同貯炭場で混炭各所に向け積出す計畫で火力發電用石炭の經濟的消費と能率的配給政策による計畫ある機械的設備などのため二ヶ年位の事業計画とされてゐる(大朝)

半島人のユートピア

筑豊炭坑方面

飯塚署では昨秋來管内大炭坑に大量移入した鮮人團體労働者達の感想と要求を聞き其の指導方針の参考に資する爲先般來炭坑當局者を一切交えず彼等團體鮮人と森田特高主任及係官との座談會を開催中であるが彼等は何れの炭坑でも一様に先づ内地移住が出來た事を喜んで居ると共に自から日本の産業戰士として日本同胞労働者と同一の待遇を受けて居る事を心から感激し其の自覺意氣込は非常なものである、勿論彼等は内地渡來に當り多くの志願者中より選抜

された優良者のみであるが其の稼動成績は平均九十九パーセントと言ふ超高率で内地人の平均七十五パーセントに比べると正に雲泥の開きがあり而も休業の一パーセントは病氣等止むを得ざる理由に依るもので少々の背ぜず自由缺勤皆無と言ふ驚異的成績であり風俗習慣悉く異なる内地に渡來して少なからぬ不自由を感じ、も其の眞劍なる態度と氣構えは内地に移住出來た感激でも背ぜず自由缺勤皆無と言ふ驚異的成績であり風俗習慣悉く異なる内地に渡來して少なからぬ不自由を感じ、も其の眞剣に燃え立ち自發的に一人残らず禁酒を斷行し公休日を「國防獻金特別勤勞日」と定め從

から日本臣民であるこの信念と一種の誇りに燃え立ち自發的に一人残らず禁酒を断行し公休日を「國防獻金特別勤勞日」と定め從業し其の貢金を悉く譲り出し國防獻金には南鮮地方旱害義金に出して國恩に報いんとする實踐行為は遂に全國一の模範半島人地區として福岡縣の一誇りまでになり、内地人をして顏色ながらしめてゐる又彼等が内地に渡來後日常懸求する處を聞くと、獸類の副食を増して欲しい、麥飯の方があよい、學科訓練は國語に主力を注いでほしい

と言ふものが多く樂しいもの好きなものは郷里よりの手紙、食事の時間、映畫、サ

共販問題以外に資材、電力問題等についても打合せを行つたが、資材問題に就ては石炭の増産に必要な資材は百分之の供給を行ふべきを重ねて要望した、特に最近不足を痛感される地下足袋に就ては一月一三月までは從來の割當數量よりも倍數の割當を行ふことを決定、四月以降については更に増加割當を行ふことになつた、カーパイトに就ては電氣會社の休止爐を活用、供給不足數量の補充を及ぼ的に進めるこになつたので緩和を見る豫定である尙この外機械の納入遲延、中軌條問題に就ては機械局に出来るだけ善處方を要望した、要は石炭の増産は資材、労力の圓滑な靈給即ち生産資

カス等が一致して答えて、彼の聲でべき儘らざる純朴さに主催者たゞえはじめてゐる

(九日)

本省との打合せ

中村局長談

地方石炭共販問題に對し本省の招電に依り打合せのため上京中であつた福岡鐵山監督局中村局長は次の如く語つた

材の絶對確保と適正價格の樹立と見れば

責任出炭量の遂行は容易であると管内礦業

狀況を述べて來た。

地方共販問題は中央共販問題が議會後政府の二千五百萬圓出資に依つて五千萬圓の半官半民恒久的共販會社の設立を見るが同共販では集散市場に於て一定の生産コストに利潤を含めず適正値段で買上ブール平準價格で賣渡すもので從來の生産團體を解消し地域的に販賣統制會社の組織、生産團體機關を持たないアウトサイダーもこれに統合しよう云ふもので、將來は中央共販を通さない賣られないといふことになり從來の販賣機關は認めるものである(日刊)

石炭不足對策

民政委員、政府の英斷要望

電力石炭不足は我國產業界に與へる影響深刻なるものあるに鑑み民政黨では豫て東京、大阪、北九州を中心調査中であつたが政府の電力石炭不足に対する方針が單なるベーパーブランの譏を免がれざる態のものなりさし十九日閣議散會後民政黨を代表して中島彌團次、澤田利吉、小柳牧衛、末

スラリ大型汽船の行列

若松港開港以來の活況

一、石炭徵發令を直ちに發動すべし

一、軍需、民需、準備炭を緊急必要の方

面に一時流用せしめるこ

とに亘る要求書を提示した

石炭輸送に力を入れ

貨物收入に赤字

鳥栖運輸事務管内の珍現象

して動いて居たが今度の「日發事變」で大同の大安丸(四三二八噸)三井の神田丸(二二一九噸)貝島の三筑紫丸(一〇一二噸)山下のノスカリヤ號(三三六五噸)などが動員されたが業界の事情あるひは船繩、貨車などとの關係から計畫に頗る杜撰なものがゐるとして民政黨獨自の調查資料にも云ふべき政府の電力石炭對策の不備を指摘してその適正なる處置を要望すると共に左の如き五項目

に亘る要求書を提示した

一、電力調整令を至急發動すべし

一、電力關係労働者に對し賃金の保障を

なすべし

法を考慮すること(福日)

日發行救濟炭輸送で幌たたしい活況の若

松港は猛吹雪の禍ひと日發艦船でギッシリ

從來は中德、丸正の兩運輸が日發專船

百三圓、貨物運賃五十六萬六千二百八圓、石炭運賃十五萬三千九百九十二圓、合計二

百六十四萬四百三圓で前年同月に比し旅客は三十四萬三千百八十八圓、石炭は六萬九百五十三圓を增收したが、貨物は三萬二千五百八十九圓を減收、差引三十八萬一千五百六十一圓の增收であつた(大朝)

法 令

鑛業法施行細則改正

(昭和十四年十二月二十七日公布)
商工省令 第七十五號

ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ其ノ年ノ一月一日ヨリ
鑛業權消滅ノ日ニ至ル期間内ニ掘採シタル石炭ノ數量ニ
應シ鑛山監督局長ノ定ムル者ニ相當スル金錢ヲ遲滯ナク
供託スヘシ

第三十八條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
三ノ二 鑛業ニ關スル願書、申請書又ハ届書ニ添附スヘ
キ圖面ニシテ要塞地帶法又ハ軍機保護法ニ依リ其ノ
作成ニ付許可ヲ要スヘキモノ其ノ許可ヲ得タルモノ
ニ非サルトキ

第六十三條ノ二 鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依
リ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ毎年供託スヘキ金錢ノ額
ハ石炭一噸ニ付五十錢以内ニ於テ其ノ前年中ニ掘採シタ
ル石炭ノ數量ニ應シ鑛區每ニ鑛山監督局長之ヲ定ム
前項ノ金錢ハ毎年三月中ニ之ヲ供託スヘシ

第六十三條ノ三 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛業權消滅

第六十三條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者特別ノ事情ニ
依リ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ供託スヘ
キ金錢ヲ四回以内ニ分割シテ供託スルコトヲ得
前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シ
タル許可申請書ヲ三月十日迄ニ鑛山監督局長ニ提出スヘ
シ

第一 鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所
二 鑛業權ノ登錄番號
三 分割ノ回數並供託ノ時期及各回ノ供託金額
四 分割シテ供託セムトスル事由

第十二條ノ五 鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル

供託ハ鑛山監督局長ノ指定スル供託局、供託局出張所又

ハ供託事務ヲ取扱ノ銀行ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條ノ六 鑛業法第七十四條ノ四第一項但書ノ規定ニ

依リ供託スル國債ノ供託價格ハ供託スル月ノ前月末日ノ

時價ヲ超ニルコトヲ得ズ

第十三條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛業法第七十四

條ノ四第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキハ供託物

受入ノ記載アル供託書ノ寫及供託價格ヲ記載シタル書面

ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項ノ鑛業權者ニ

對シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ提出ヲ命スルコトヲ

得

第六十三條ノ八 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者

タリシ者鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ供託物ノ取戻ヲ
爲サムトスルトキハ大正十一年司法省令第二號供託物取

扱規則又ハ大正十一年司法省令第四號ノ手續ニ依ルノ外

鑛山監督局長カ其ノ取戻ヲ承認シタルコトヲ證スルニ足

ル書面ヲ供託局、供託局出張所又ハ供託事務ヲ取扱フ銀

第三條ノ八及第七十二條ニ改ム

模式第十八號甲ノ二ノ備考第五號ヲ第六號トシ第四號ノ次

ニ左ノ一號ヲ加フ

五 二箇以上ノ鑛區ニ付合併施業ヲ爲ス場合ニハ其ノ鑛

區每ノ產出高ヲ記事欄ニ記載スヘシ

附 則

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

成ニ付許可ヲ要スヘキモノ其ノ許可ヲ得タルモノニ非サ

ルトキ

明治三十八年六月十五日農商務省令第十七號礦業法施

行細則抄錄

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ礦山監督局長ハ願書、申請書又ハ届書ヲ受理セス

(左記略ス)

第七十四條 本則ハ第七十二條ノ規定ヲ除クノ外國ノ礦業ニ之ヲ準用ス

大正十一年三月一日司法省令第四號ハ銀行ニ於テ爲ス供託法第一條ノ供託事務取扱ニ關スル件ナリ

(左記略ス)

砂礦法施行細則中改正

(昭和十四年十二月二十七日公布)
〔商工省令 第七十六號〕

第八條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 砂礦業ニ關スル願書、申請書又ハ届書ニ添附スヘキ圖面ニシテ要塞地帶法又ハ軍機保護法ニ依リ其ノ作

昭和十四年三月二十四日公布

法律第二十一號礦業法中左ノ通改正ス

第十四條中「第八章」ヲ「第九章」ニ改ム第四十一條中「第七

十二條」ノ下ニ「若ハ第七十四條ノ四第三項」ヲ加フ

第五章ヲ第六章トシ以下順次繰下ゲ第四章ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

第五章 鑛害ノ賠償

第七十四條ノ一 鑛物掘採ノ爲メ土地ノ掘鑿、坑木廢水ノ放流、捨石礦滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害發生ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者、損害發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ニ因リテ生シタルトキハ各鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ爲メ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ擔保スルカ爲其ノ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ毎年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨げズ

前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ五 石炭掘採ノ爲メ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨済ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲル權利ハ讓受人ニ移轉ス

前項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス
第七十四條ノ三 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義同シ

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シヲ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ七 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義同シ

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者

タリシ者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第七十
四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコト得

一 石炭掘採ノ爲メ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ

賠償シタルトキ

二 鑛業權消滅後十箇年ヲ経ルモ石炭掘採ノ爲メ土地ノ

掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠

償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セシテ原狀ノ回復

ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スル

コトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ム

ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回

復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由

アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムル

ニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他

ノ不可抗力ノ競合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於

テ其ノ額カ著シク不當ナルトキハ當事者ハ之ヲ増減ヲ請

求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求權ハ被害者方損害及賠償

義務者ヲ知リタル時ヨリ三箇年間之ヲ行ハサルトキハ時

效ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十二 鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキ

ハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ當事

者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲ス

コトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十一

五條、第二十一條、第二十二條、第三十四條乃至第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十五條、第

三十七條乃至第四十條及第四十八條、借地借家調停法第

四條ノ一、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十二

條 金錢債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停

法第一條第二項第三項、第四條及第五條並人事調停法第

六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正

ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長

ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル

者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス

第七十四條ノ十四 裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ム

ルトキハ關係官廳其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求

メ又ハ調査ヲ依嘱スルコトヲ得

關係官廳ハ裁判所又ハ調停委員會ニ對シ意見ヲ述フルコ

トヲ得

第七十四條ノ十五 本章ノ規定ハ鑛業ニ從事スル者ノ業務

上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ之ヲ適用セス

第九十六條 第十條第三項若ハ第十一條ノ規定ニ違背シタ

ル者又ハ第七十二條、第七十四條第一項若ハ第七十四條

ノ四第三項ノ命令ニ從ハサル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處

ス

青少年雇入制限令

(昭和十五年一月一日公布、勅令第三十六號)

第一條 青少年ノ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十

七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基
ク雇入制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ム

ル所ニヨル

第二條 本令ニ於テ青少年ト稱スルハ年齢十二年以上三十
年未滿ノ男子又ハ年齡十二年以上二十年未滿ノ女子ニシ
テ左ノ各號ノ一一該當セザルモノヲ謂フ

一、大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、
專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ厚生大臣ノ指
定スル學校(養成所ヲ含ム)ヲ卒業又ハ修了シタルモノ

二、學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ニシテ前號ニ
該當セザルモノ

三、厚生大臣ノ指定スル検定若ハ試驗ニ合格シタル者又
ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

四、其他厚生大臣ノ指定スル者

五、其他命令ヲ以テ定ムル場合

第四條 女子タル青少年(以下女子青少年ト稱ス)ハ左ノ各

號ノ一一該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ指定スル業
務(以下指定業務ト稱ス)ニ使用スル爲、之ヲ雇入ル、コ
トヲ得ズ

一、指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇傭員數ガ命令ヲ
以テ定ムル員數ニ満タサル場合ニ於テ其ノ員數ニ満ツ
ル迄之ヲ雇入ル、場合

二、指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ雇傭シ得ベキ總員
數ニ付命令ノ定ムルトヨロニ依リ職業紹介所長ノ認可
ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ満ツル迄之ヲ雇入ル
、場合

三、其他命令ヲ以テ定ムル場合

第五條 地方長官第三條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正ノ又
ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
職業紹介所長第三條第三號又ハ前條第二號ノ認可ノ申請
ニ付不正又ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル
員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ監督

入ル、モノト看做ス

第三條 男子タル青少年(以下男子青少年ト稱ス)ハ左ノ

各號ノ一一該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ル、コトヲ
得ズ

一、男子青少年ノ雇傭員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ満
タサル場合ニ於テ其ノ員數ニ満ツル迄之ヲ雇入ル、場
合

二、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者ノ事業ニ使用ス
ベキ男子青少年ノ雇入ニ付、命令ノ定ムルトロロニ依
リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

三、男子青少年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付キ命令ノ定ム
ルトヨロニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ其ケタル場合ニ
於テ其ノ員數ニ満ツル迄之ヲ雇入ル、場合

四、入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命ゼラレタル青
少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇傭スル青少年ノ入營期間
ノ満了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退營(入營ノ際
ルトコロニ依リ、青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三
十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得
少
年
ノ
雇
入
ニ
關
シ
國
家
總
動
員
法
第
三
十
一
條
ノ
規
定
ニ
基
ク
報
告
ヲ
徵
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
シ
業
務
ノ
狀
況
又
ハ
帳
簿
書
類
ヲ
檢
查
セ
シ
ム
ル
コ
ト
ヲ
得
ス
ル
者
ノ
工
場
事
業
場
事
務
所
店
鋪
其
ノ
場
所
ニ
臨
檢
查
セ
シ
ム
ル
場
合
ニ
於
テ
ハ
其
ノ
身
分
ヲ
示
ス
ノ
証
票
ヲ
携
帶
セ
シ
ム
ベ
シ
前
項
ノ
規
定
ニ
依
リ
當
該
官
吏
ヲ
シ
テ
臨
檢
查
セ
シ
ム
ル
場
合
ニ
於
テ
ハ
其
ノ
身
分
ヲ
示
ス
ノ
証
票
ヲ
携
帶
セ
シ
ム
ベ
シ
當
該
官
吏
更
テ
シ
テ
青
少
年
ヲ
雇
入
レ
ケ
ル
者
ハ
又
ハ
雇
入
レ
ン
ト
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ
年
齡
ニ
達
ス
ル
時
ニ
於
テ
新
ニ
雇
入
ル
モ
ノ
ト
看
做
ス
但
シ
此
ノ
場
合
ニ
於
テ
命
令
ノ
定
ム
ル
所
ニ
依
リ
新
ナ
ル
雇
入
ニ
關
シ
本
令
又
ハ
本
令
ノ
適
用
ニ
付
テ
ハ
其
ノ
者
ガ<br

第十條 本令ハ左ノ各號ノニ該當スル事業（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ニ使用スル爲又ハ船員トシテ使用スル爲青少年ヲ雇入ル、場合ニハ之ヲ適用セズ

一、土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其他ノ農業又ハ林業

二、動物ノ飼育又ハ水產動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水產業

第十一條 本令ハ國道府縣並ニ市町村及之ニ準ズベキモノノ他命令ノ定ムルモノ、青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 本令ハ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ於ル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳官

南洋群島ニ在リテハ南洋長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ廳官、

樺太ニ在リテハ樺太廳官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳官トシ、職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リ

テハ廳長）樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州、又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ洋群島地方費トス

附 則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第二號ノ事業ヲ營ム者ハ本令施行但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

後六十日間ヲ限り同條同號ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス第九條ノ規定ハ本令施行前年齡十二年未滿ノ者ヲ雇入引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

青少年雇入制限令施行規則

（厚生省令第二號昭和十五年一月十五日公布）

第一條 左ノ各號ノニ該當スルモノハ青少年雇入制限令

（以下令ト稱ス）第二條四號ノ規定ニヨリ令第一條青少年

（以下青少年ト稱ス）タラザルモノトス

（二）軍人又ハコレニ準スベキモノ（軍屬ヲ含ム）トシテ戰鬪ソノ他ノ公務ニヨリ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニカヽリタルモノニシテソノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條

第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル症病ノ程度ニ達スルモノ

（二）職業紹介所長ニ於テ身體ノ障礙ニヨリ作業能率著シク劣ルモノト認定シタルモノ

前項二項ノ認定ヲ受ケントスルモノハ様式（略）第一號ニヨリ居住地ノ所轄職業紹介所長ニ申請スペシ

第二條 令第三條第一號ノ員數ハ工場、事業場、事務所、店舗、其他男子青少年ヲ雇傭スル場所（本則施行地外ニアル物ヲ除ク毎ニ）昭和十四年十二月卅一日現在ニ於テ

雇傭シ居リタル弟子青少年（日々雇傭シ居リタルモノ又ハ三十日未満ノ期間ヲ定メテ雇傭シ居リタルモノヲ除ク）ノ員數百分ノ七十ニ相當スル員數トス員數ノ算定ニツキ一未満ノ端數ヲ生ジタル時ハソノ端數ハコレヲ一トシテ計算スルモノトス、男子青少年ヲ雇入ル、日ニオイテ

第六條 職業紹介所長必要ト認ムルトキハ令第三條第二項現ニ雇傭スル男子青少年中ニ入營（應召ノ場合ヲ含ム）中ハモノアル時ハソノ員數ヲ前項ノ規定ニヨツテ算定シタル員數ニ加ヘタル員數ヲ以テ同第三條第一號ノ員數トス第三條 令第三條二號ノ認可ヲ受ケントスルモノハ様式一號ニヨリ工場、事業場ソノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地、所轄職業紹介所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地、所轄地方長官ニ申請スペシ

他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニアルトキハ本則施行地内ニオケル主タル事務所ノ所在地（主タル事務所ナキ場合ハ主トシテ雇入レバナスベキ地）ノ所轄地方長官ニ申請スペシ

第四條 地方長官必要ト認ムル時ハ令第三條第二項ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 令第三條第三項ノ認可ヲ受ケントスルモノハ様式第三項ニヨリ工場、事業場、事務所、店舗、ソノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地所轄職業紹介所長ニ申請スペシ

（一）（略）

（二）（略）

（三）（略）

（四）（略）

（五）（略）

（六）（略）

（七）（略）

（八）（略）

（九）（略）

（十）（略）

（十一）（略）

（十二）（略）

（十三）（略）

（十四）（略）

（十五）（略）

（十六）（略）

（十七）（略）

（十八）（略）

（十九）（略）

（二十）（略）

（二十一）（略）

（二十二）（略）

（二十三）（略）

（二十四）（略）

（二十五）（略）

（二十六）（略）

（二十七）（略）

（二十八）（略）

（二十九）（略）

（三十）（略）

（三十一）（略）

（三十二）（略）

（三十三）（略）

（三十四）（略）

（三十五）（略）

（三十六）（略）

（三十七）（略）

（三十八）（略）

（三十九）（略）

（四十）（略）

（四十一）（略）

（四十二）（略）

（四十三）（略）

（四十四）（略）

（四十五）（略）

（四十六）（略）

（四十七）（略）

（四十八）（略）

（四十九）（略）

（五十）（略）

（五十一）（略）

（五十二）（略）

（五十三）（略）

（五十四）（略）

（五十五）（略）

（五十六）（略）

（五十七）（略）

（五十八）（略）

（五十九）（略）

（六十）（略）

（六十一）（略）

（六十二）（略）

（六十三）（略）

（六十四）（略）

（六十五）（略）

（六十六）（略）

（六十七）（略）

（六十八）（略）

（六十九）（略）

（七十）（略）

（七十一）（略）

（七十二）（略）

（七十三）（略）

（七十四）（略）

（七十五）（略）

（七十六）（略）

（七十七）（略）

（七十八）（略）

（七十九）（略）

（八十）（略）

（八十一）（略）

（八十二）（略）

（八十三）（略）

（八十四）（略）

（八十五）（略）

（八十六）（略）

（八十七）（略）

（八十八）（略）

（八十九）（略）

（九十）（略）

（九十一）（略）

（九十二）（略）

（九十三）（略）

（九十四）（略）

（九十五）（略）

（九十六）（略）

（九十七）（略）

（九十八）（略）

（九十九）（略）

（一百）（略）

（一百一）（略）

（一百二）（略）

（一百三）（略）

（一百四）（略）

（一百五）（略）

（一百六）（略）

（一百七）（略）

（一百八）（略）

（一百九）（略）

（一百十）（略）

（一百十一）（略）

（一百十二）（略）

（一百十三）（略）

（一百十四）（略）

（一百十五）（略）

（一百十六）（略）

（一百十七）（略）

（一百十八）（略）

（一百十九）（略）

（一百二十）（略）

（一百二十一）（略）

（一百二十二）（略）

（一百二十三）（略）

（一百二十四）（略）

（一百二十五）（略）

（一百二十六）（略）

（一百二十七）（略）

（一百二十八）（略）

（一百二十九）（略）

（一百三十）（略）

（一百三十一）（略）

（一百三十二）（略）

（一百三十三）（略）

（一百三十四）（略）

（一百三十五）（略）

（一百三十六）（略）

（一百三十七）（略）

（一百三十八）（略）

（一百三十九）（略）

（一百四十）（略）

（一百四十一）（略）

（一百四十二）（略）

（一百四十三）（略）

（一百四十四）（略）

（一百四十五）（略）

（一百四十六）（略）

（一百四十七）（略）

（一百四十八）（略）

（一百四十九）（略）

（一百五十）（略）

（一百五十一）（略）

（一百五十二）（略）

（一百五十三）（略）

（一百五十四）（略）

（一百五十五）（略）

（一百五十六）（略）

（一百五十七）（略）

（一百五十八）（略）

（一百五十九）（略）

（一百六十）（略）

（一百六十一）（略）

（一百六十二）（略）

（一百六十三）（略）

（一百六十四）（略）

（一百六十五）（略）

（一百六十六）（略）

<

ノ認可ニヨリ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

ヲ受ケタル場合

第七條 令第三條第五項ノ場合トハ左ノ各項ノ一ツニ該當スル場合トス

(一) 日々男子青少年ヲ雇入ル、場合

(二) 三十日未満ノ期間ヲ定メテ男子青少年ヲ雇入ル、場合

合

(三) 事業ノ經營ソノ他ノ事由ノタメ特ニ必要アル場合ニ

於テ特定ノ男子青少年ノ雇入ル、ニツキ職業紹介所長ノ

認可ヲ受ケタル場合

(四) 工場、事業場管理令ニヨリ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ

管理スル工場又ハ事業場ニオイテ同令ニ基キ人員増加ヲ

命セラレタル場合

(五) 營業ノ譲渡ソノ他ノ事由ニヨリ事業ノ承繼アリタル

場合ニオイテ從前雇傭シ居リタル男子青少年ヲ引續キ雇

入ル、場合

(六) 工場、事業場、事務所、店舗、ソノ他男子青少年ヲ

雇傭スル場所ガ本則施行地外ニアル場合ニオイテ男子青

少年ヲ雇入ル、員數ニツキ厚生大臣又ハ地方長官ノ認可

入ル、場合

所本則施行地外ニアルモノヲ除ク毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニオイテ令第四條業務(以下指定業務ト稱

第十二條 第六條ノ規程ハ第七條第一項第三號、前條第一

スニ使用スルタメ雇傭シ居リタル女子青少年ノ員數ノ

百分ノ七十ニ相當スル員數トス、員數ノ算定ニツキ一未

滿ノ端數ヲ生ジタル時ハソノ端數ヲ一トシテコレヲ計算

スルモノトス

第十條 令第四條第二號ノ認可ヲ受ケントスルモノハ様式

第六號ニヨリ女子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地職業紹

介所長ニ申請スペシ

第十一條 令第四條第三號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ツニ該當スル場合トス

(一) 營業ノ譲渡ソノ他ノ事由ニヨリ事業ノ承繼アリタル

場合ニオイテ女子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在職業紹

入レル場合

(二) 女子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニアル場

合ニオイテ女子青少年雇入員數ニツキ職業紹介所長ノ認

可ヲ受ケタル場合

前項二號ノ認可ヲ受ケントスルモノハ様式第七號ニヨリ雇

第十六條 令第八條第一項ノ證表ハ様式第九號ニヨルモノ

前項第二項ノ規定ニヨリ雇入レタル男子青少年ヲ所定期間

ヲ越エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定期間ノ満了スル時ニオイテ改メテ雇入レルモノト看做ス

第一項第一號ノ規定ニヨリ雇入タル男子青少年ヲ卅日ヲ越エテ引續キ雇入ル場合又ハ前號ノ場合ハ第一號第一項又ハ第二號ニ該當セザルモノトス第一項第三號ノ認可ヲ受ケントスルモノハ様式第四號ニヨリ工場、事業場、事務所、店舗、ソノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地所轄職業紹介所長ニ申請スペシ、第一項第六號ノ認可ヲ受

ケントスルモノハ様式第五號ニヨリ雇入ヲナスベキ地ガ二道府縣以上ニ亘り且ツ雇入レンツスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニアリテハ厚生大臣ニソノ他

場合ニアリテハ雇入レヲナスベキ地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムル時ハ前條第一項第六號ノ認可ニツキコレヲ準用ス

第十九條 令第四條第一號ノ員數ハ女子青少年ヲ雇傭スル場

日發關係支拂方法に關し委員及關係者召集打合をなす。

△二月十日

昭和十五年度上期石炭配給計畫に關する事務打合會。

午後一時より於若松商工會議所

出席會員 七〇名

會社側 杉江、福島、久保、各係員

◎互助會地方部會

山、熊川出席の上、左記日取及議題に依り開催せり。

西川部會

二月十三日 於折尾「喜樂」

遠賀部會 二月十四日 於香月「梅ノ屋」

田川部會 二月十五日 於後藤寺町役場

上嘉穂部會 二月十六日 於上山田「大山」

飯塚部會 二月十七日 於飯塚商工會議所

議題

(一) 貨車問題

① 部會提出書類ニ關シ

② 査定會議ニ關シ

◎肥前支部諸行事

◎第十回支部總會

昭和十五年一月十日午後二時、佐世保市萬松樓ニ於テ、

第十回支部總會開催、吉原支部長、有吉各理事、北(野申)、高橋(土肥ノ浦)、笠原(今福)、佐田(大志佐)、高

橋(上志佐)、松尾(角山)、小代(川釣)、林(林)、森(森)

惠比須)、藤松(岩谷)、六里)、三崎(古賀)、直田(香燒)

酒井(池野三坑)、渡邊(柏木)、堀(佐世保)、田中(小岩)

高橋(大伊万里)、佐田(立岩)、荒木(勝田)、竹下(河内)

野)、佐伯(波黒)、多久(新屋敷)、高口(嚴木)、梅林(黒

川)、川原(大坪)、小浦(小浦)ノ各會員、及ビ安西主事

大川、早田出席ノ上、左記議題ニ關シ報告並ニ打合セナ

第十六回支部總會題

一、支部新年ノ行事ニ關シ

一、關係代議士、顧問推選ノ件

一、共販並ニ炭價値上ニ關スル其後ノ経過

一、監督局提出書類ニ關スル件

一、其他一般事項 以上

登録番號	礦區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
試掘權許可			
長崎四二	北松浦郡南平村並ニ海面鹿町村地先海面	四九、〇〇	福岡市西唐人町 村山微郎
同四三	西彼杵郡蚊焼村地先海面高島村地先海面	六八、〇〇	宇部市沖字部 磯邊啓作
同四四	同郡蚊焼村高濱村並ニ海面	九九、〇〇	福岡縣田川郡大任村 鬼丸武四郎
同四五	同上	九九、〇〇	宇部市小串 濑戸軍一外三人
福岡七八	柏屋郡新宮村並ニ海面古賀町地先海面	一〇〇、〇〇	

石炭鑛業權認定 自昭和拾壹年拾壹月拾日 至昭和拾四年拾貳月七日 福岡鑛山監督局

- ③ 二月分各坑配車查定案ノ審議
④ 前年度新造貨車ノ入車猛態並ニ十五年度貨車新造計
畫ニ關シ
⑤ 最近ノ本土送リニ關シ
⑥ ト號車及有蓋車ノ運用狀態ニ關シ
⑦ 自己搬貨車ニ關シ
⑧ 現在石炭車ノ運用狀態ニ關シ
⑨ 其他一般事項



炭界日誌

才 津 原 生

一月十六日

△開灘炭の輸入を日發では計畫し、船腹については既に契約成立したことの由である。

一月十七日 水

一月二十日 土

△若松市小石海岸の炭脈試鍾作業は着々と進行中である。

△骨抜き石炭共販會社發起人會を來月早々開催、設立は三月初旬と見られてゐる。

△日滿支石炭聯盟は、事務所を暫定的に昭和石炭株式會社内に置いた。

一月十八日 木

△關西電力飢餓は愈々深刻となり、今朝來一部は停電した△筑豐各炭礦では可成り多くの山元貯炭を控へ、貨車の配相は飽くまで回避すべしと語つた。

△日發增田總裁は電力調整令の發動止むなしと語り、勝遜給を待つてゐる。

△満洲東邊道開發し製鐵用炭を積極的増産する事になつた△若松市は石炭稅については希望を捨てず、いろいろ考慮中との事である。

△若松港荷残り炭取締を若松署で斷行してゐる。

一月十九日 金

△勝遜相、藤原商相と會見、石炭の特別配給を懇請した。△満洲國では本年度物動計畫にあたり、石炭増産に主力を盡す事になつた。

△樺太封鎖炭田の開放を拓務當局に於て考慮中である。

△満洲國星野總務廳長官は關西財界人との懇談會席上人と資材があれば石炭は充分送ると語つた。

一月廿一日 日

△昨年中の開平炭輸入は極めて好調と言はれてゐる。△福鑛局では、統制團體首腦部並に炭礦の權威者を網羅した、石炭增産審議會を結成すべく計畫中である。

△石炭徵用令は、配給計畫を自ら攪亂するものとの見解にて商工省では氣乘薄の様である。

△若松市藤ノ木操車場の着工は延びくとなつてゐたが、これでは石炭增産計畫にも重大影響を及ぼすので若松市長は熊本工事事務所に出張した。

△福岡縣知事東京より歸任、送炭狀況の調査を行つた、縣行つた。

として石炭斡旋に乗り出す模様である。

△本日閣議石炭配給等につき検討したが、商相は石炭手當の見透つくと言明したと言はれてゐる。

△東京に於て本社緊急重役會開催、互助會としても犠牲的に日發に對して増配を行ふ事を決議した。

一月廿三日 火

△本日の閣議に於て、電力飢餓打開の爲の石炭緊急對策を決定した。

△若松港風雪にて、石炭船積荷役半減した。

△児玉福岡縣知事は小松大阪遞信局長に對し日發用炭の件につき協議した旨電話した。

△互助會、常磐鐵業會、北海道炭坑同交會、宇都石炭鐵業組合は東京山王ホテルに於て協議會を開催、石炭一手販賣會社配給統制是正、増產對策につき協議、決議文を可決した。

△日本經濟聯盟では小委員會を開催、東燃料局長も特に出席、重大化しつゝある石炭の生産並に配給につき協議を

決した。

△服部大阪府總務部長、小野日發副總裁等福岡縣に向つた

△藤原商相關西財界代表者に、節電強化を成る可く避け石

財界に對する影響を考慮する事と語られた。

△若松港は尙風雪甚しく日發用炭船殆んど動かず要へられ

てゐる。

炭手當に善處する旨言明した。

△石炭鑄業聯合會は、政府の石炭増送懇請に對して、全面的に盡力すべしと回答した。

△依然天候悪く、石炭車多數若松、戸畠に立往生中である。

△商工省柿島事務官、足立技師、八幡製鐵所の石炭消費情況を視察した。

△勝遜相は二月分の發電用石炭の見透しつくと言明した。

△一月廿六日 金

△増田日發總裁は本日大阪發歸京したが、電力調整令發動すべき事を強調した。

△福鑄局に於ても電力用炭に關して現地關係者會議を行つた。

△一月廿七日 土

△兒玉福岡縣知事は小松大阪遞信局長、日發用石炭に關して本日協議を行ひ服部大阪府總務部長、鈴木大遞局事務官、門司鐵道局、福鑄局關係者も列席した。

△天候回復し、若松港に待機中の日發向石炭船は本朝一せいに出帆した。

△一月廿九日 月

△日發藤岡理事、滿洲から歸來、若松に向つたが瑠春朝陽

△野上、深坂兩炭坑の増產好成績を示してゐる。

△民政黨委員中島彌團次氏外四名は石炭不足對策を要望した。

△石炭積出港の刈田驛改良工事は明年度から起工される。

△藤原商相は新任報告の爲伊勢神宮に參拜、車中に於て石炭應急對策から恒久策を樹立すべきことを語つた。

△兒玉知事、増田日發總裁、大阪府總務部長等一行本社を訪問した。

△福岡市佛教青年會館に於て、鑄害賠償法に關する講演會が開催された講師は柿島商工事務官。

△一月廿八日 日

△政友會政統派の板野友造氏外遞信、商工兩省を歴訪日發問題に關し政府の善處方を要請した。

△一月卅一日 水

△大阪鐵道局より門司鐵道局に對し、石炭鐵道輸送方を要望し、門鐵局では對策を考究中である。

△前日に引續き石炭輸送陣活況を呈してゐる。

△遞信省海運統制協議會開催したが、石炭船を手配し、飢餓克服に側面援助を行ふ事になつた。

△電力飢餓對策として、各工場では自家發電を計畫してゐる。

△條件付の炭價値上論が政府の一部に擡頭して來た。

△滿洲炭礦株式會社新所要資金一億七千萬圓となつた。

△日發では一ヶ年事業で大貯炭場と積出港を若松に施設すべく計畫した。

△若松では二月一杯を石炭節約月と爲し、節約運動に乗り出した。

△福岡縣では二月一杯を石炭節約月と爲し、節約運動に乘る。

△臨時石炭對策委員會は商工省に於て開催、石炭徵用令發

動の準備を進めた。

△日産遠賀鍛業所では貨車の廻はり不圓滑にて、この上炭を出せば貯炭の場所が無じと言つてゐる。

△福鑛局では石炭増産計畫遂行の見地から、主要炭山と電力關係業者を招き協議する事になつた。

△藤井若松商工會議所會頭本日歸若、共販問題日發問題等につき歸來談を發表した。

二月四日 日
△若松回漕業組合臨時總會に於て、日發向送炭に關し全組合員協力する事になつた。

△日發では若松に専用貯炭場の設置計畫を樹て、目下交渉を進めてゐるとの事である。

△北海道方面も輸送難の爲、三十万噸の山元貯炭があると傳へられてゐる。

二月五日 月
△滿洲礦業協會主催、訪日鑛業視察團一行を迎へ本會始め各石炭關係者は若松市公會堂に於て、日滿資源樞軸強化に關する懇談會を開催した。

△北支炭の對日輸出明年度は五百萬噸を目標にしてゐる。水

△飯塚驛では雜貨類を後廻はしにして、極力石炭輸送に全力をあげてゐる。

△二十日より行ふ筈の電力二割制限緩和は疑問視されるに至り、政府では石炭確保につとめてゐる。

△郵春炭日發向二十五六万噸の輸入計畫が進められてゐる

△二月八日 木
△若松石炭商組合内に内務、商工、遞信、鐵道四省の駐在員事務所が設置された。

△若松石炭商同業組合評議員會が開催された。

△鐵道省柏原配車課長西下した。

△滿炭では各方面と連日協議を重ねたが二月分は一月に比し満洲炭の九割増送を行ふ方針を決した。

△筑豊炭田の不良炭混合事件、表面化し警察方面では大活動を開始した。

△石炭徵用令發動、必至の状勢になつた。

△石炭徵用令發動、必至の状勢になつた。

△小松大遞局長大阪に歸つたが、石炭問題は目鼻つき、廿日以後は制限緩和にならうと語つた。

△本社上京委員一行は福鑛局を訪問、死藏鑛區整理につき陳情した。

△福岡市一方亭に於て本社重役會開催した。

△小松大遞局長大阪に歸つたが、石炭問題は目鼻つき、廿日以後は制限緩和にならうと語つた。

△日發では満洲炭の増産を計畫、永安炭坑等を物色中と各炭價、資材配給に關し陳情を行つた。

△日發では満洲炭の増産を計畫、永安炭坑等を物色中と各炭價、資材配給に關し陳情を行つた。

△本會代表藤井、橋上、三崎、中島、西本氏等縣廳訪問、紙報導した。

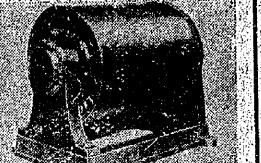
△福鑛局では、管内炭坑労務者に激励文を發送した。

△商工省内に今後不時需要に備へ豫備炭を用意すべしとの案が出た。

△增産獎勵金は一種の闇取引になるのではないかと憂へてゐる向がある。
△石炭増產の一億圓計畫の原案を燃料局に於て作成した。
△石炭對策委員會、昨日に引續き開催された。
△本會では若松商工會議所に於て、新加入坑の代表者を集め打合會を開催した。



(九六型挖)



(人車急收車)



(コールドドリル)
耐爆型



(局部扇風機)



(大型電氣卷)



(チャーン・ローダー)



(水壓式レール押出機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機 會株式谷商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話(東)莫吉一九〇六・五九九



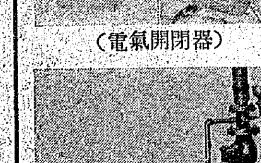
(小型萬能挖)



(コンベヤー電動機)
GX-N-S型



(電氣開閉器)



(弧進用タービンポンプ)



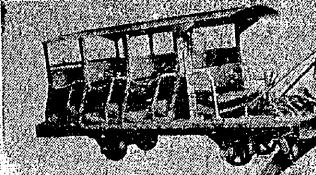
(空氣壓縮機)



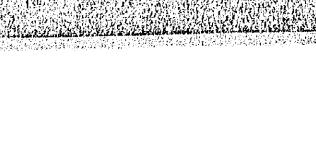
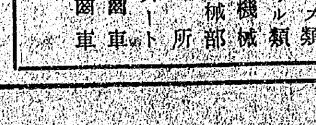
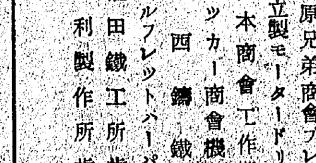
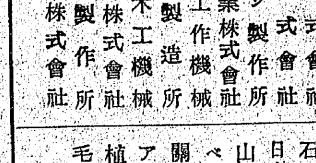
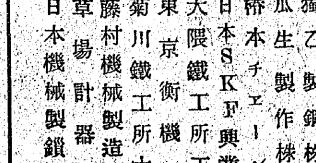
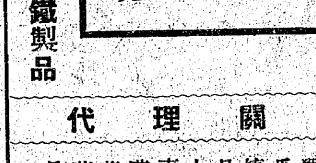
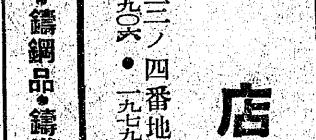
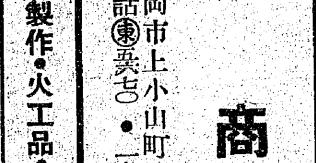
(ロック・ドリル
ポツク・ハンマー)



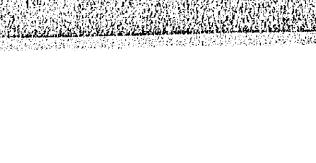
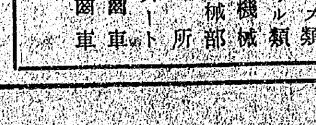
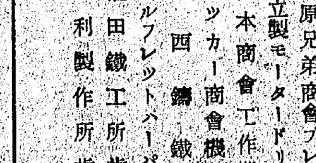
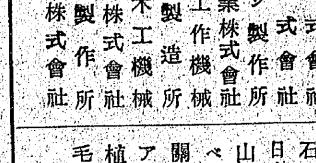
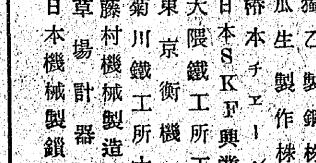
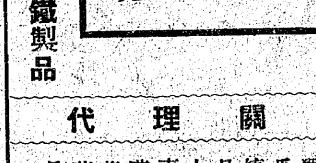
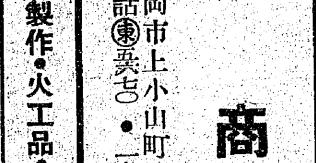
(ベルトローラー)



(人車急收車)



福島鐵工所フレス類



ヘック・カ・商會機械部

昭和十五年二月七日第三種郵便物認可
昭和十五年二月二十日發行

石炭礦業互助會報

發行所 石炭礦業互助會

石炭礦業互助會